

# 成安造形大学

## 自己点検・評価報告書

【点検評価対象年度：平成 23 年度】

平成 25 年 3 月

成安造形大学自己点検・評価委員会

## 目次

1. 使命・目的等
  - 1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性(1)
  - 1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性(3)
  - 1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性(5)
2. 学修と教授
  - 2-1. 学生の受入れ(8)
  - 2-2. 教育課程及び教授方法(12)
  - 2-3. 学修及び授業の支援(16)
  - 2-4. 単位認定、卒業・修了認定等(18)
  - 2-5. キャリアガイダンス(19)
  - 2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック(22)
  - 2-7. 学生サービス(24)
  - 2-8. 教員の配置・職能開発等(27)
  - 2-9. 教育環境の整備(30)
3. 経営・管理と財務
  - 3-1. 経営の規律と誠実性(35)
  - 3-2. 理事会の機能(42)
  - 3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ(45)
  - 3-4. コミュニケーションとガバナンス(47)
  - 3-5. 業務執行体制の機能性(50)
  - 3-6. 財務基盤と収支(53)
  - 3-7. 会計(55)
4. 自己点検・評価
  - 4-1. 自己点検・評価の適切性(57)
  - 4-2. 自己点検・評価の誠実性(60)
  - 4-3. 自己点検・評価の有効性(63)
5. 社会貢献
  - 5-1. 社会貢献活動(65)
  - 5-2. 附属近江学研究所(66)
  - 5-3. 附属芸術文化研究所(69)
  - 5-4. 地域連携推進センター(72)
  - 5-5. キャンパスが美術館(74)
6. 平成22年度 大学機関別認証評価調査結果報告書(第1期)において「参考意見」とされた事項の改善状況
  - 6-1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的【基準1】(77)
  - 6-2. 教育課程【基準3】(78)
  - 6-3. 学生【基準4】(80)
  - 6-4. 教員【基準5】(81)
  - 6-5. 職員【基準6】(82)
  - 6-6. 管理運営【基準7】(83)
  - 6-7. 財務【基準8】(85)
  - 6-8. 教育研究環境【基準9】(87)

## 1. 使命・目的等

### 1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性

#### (1-1の視点)

#### 1-1-1. 意味・内容の具体性と明確性

#### 1-1-2. 簡潔な文章化

#### (1) 1-1の自己点検・評価

自己点検・評価項目 1-1 を満たしている。

#### (2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-1-1. 意味・内容の具体性と明確性

成安造形大学(以下、「本学」という。)は、設置者である学校法人京都成安学園の「成安」を建学の精神として掲げている。建学の精神である「成安」の「成」とは、成し遂げることを意味し、「安」は、安寧であることを意味している。本学はこの建学の精神が意味するものを今日の時代に即したものとして、次のように解釈している。「人の和を大切にし、一人一人が自己の使命を追求し、全うし続けることを通じて、平和な社会を作ることに貢献する。」

また本学が平成 3 年の設置申請に際して、近年の我が国における高度消費社会の誕生は、ごく当然の方向性として国民により豊かな教養とより高い教育を求めさせるに至った。それは「憧れとしての教養や教育」にとどまるものではなく、「物の次には心」という極めて自然な欲求としての文化的にも豊かな社会の実現を国民の多くが求め始めている。社会のこうした精神面での構造変化に対応して、美術文化面において啓蒙的な役割の基本的な部分を担ってきた造形美術系高等教育機関も、創作のための技術教育に重点を置いた教育・研究から、創作の結果としての芸術作品を社会に如何に投げ返して、文化的に豊かな社会の実現にどのように関与していくべきかという総合的な視点と、多様化した現代社会とその社会にあつてますますその重要性を増しつつある芸術文化分野との有機的な関連性に立脚した「芸術と社会との双方向的な構造の構築を前提とする教育・研究へと質的な変化が求められている」と表明している。本学では現在、設立当初に表明した「芸術と社会との双方向的な構造の構築を前提とする教育・研究へと質的な変化が求められている」ことを踏まえつつ、「芸術による社会への貢献」を新たな基本理念として教育展開を行っている。このような社会的使命に基づき、本学の使命・目的は、「デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の理論、技能及びその応用を教授研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与する。」と成安造形大学学則第 1 条に掲げている。本学は、平成 22 年度に従来の造形学部デザイン科・造形美術科を芸術学部芸術学科として学部学科再編を行った。その中で、学生自らの興味・関心を引き出し、柔軟なカリキュラムを運用するために、SPP(seian personal program)という教育システムを導

入し、以下にあげる 4 項目を中心に、本学が今日まで培ってきた「めんどろみの良さ」を強力に推進している。

- (1) 導入教育の充実と、社会人としての必要な基礎力を養成する。
- (2) 4 年間のキャリアサポートプログラムで、卒業後の進路を支援する。
- (3) 幅広い造形的基礎と専攻するコースにおける高度な専門性を保証する。
- (4) 学生一人一人、その適正に合わせて、徹底して丁寧な指導を行う。

以上のように、本学の掲げる使命・目的及び教育目的の意味・内容は具体的で明確に示されているといえる。

### **1-1-2. 簡素な文章化**

本学の使命・目的及び教育目的は、「I.建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色」及び「基準 1.1-1-1」で述べたとおり、学則や本学ホームページに「簡潔な文章」で明確に文章化されている。

### **(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）**

本学の使命・目的及び教育目的は、本学の基本理念である「芸術による社会への貢献」において普遍的な部分は守りつつも、時代や社会状況などに応じ、今日的な解釈に適時改めていく。意味・内容の具体性と明確性、簡潔な文章化は継続しつつ、大学を取り巻く環境の変化、社会環境の変化、社会や受験生が大学に求める存在意義などを踏まえ、総合戦略会議を中心に、随時、その使命・目的及び教育目的の見直し等を行っていく方針である。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性

### (1-2の視点)

#### 1-2-1. 個性・特色の明示

#### 1-2-2. 法令への適合

#### 1-2-3. 変化への対応

### (1) 1-2の自己判定

自己点検・評価項目 1-2 を満たしている。

### (2) 1-2 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-1. 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、設置母体である京都成安学園の建学の精神である「成安」という言葉に表される。成安の「成」は、草木が繁茂し尽くすという意味で、転じて事業を成し遂げることを意味し、更に換言すれば使命を全うするという意味です。成安の「安」は、和気あいあいとして家の中が常に平和であるという意味で、転じて人の和を大切にしてい平和な社会を作るという意味です。これは創始者である瀬尾チカが成安裁縫学校を創設した時代、女性が社会の中で男性と比較して対等な存在として認められなかった時の「女性の自立」を意識したものであり、これを今日の時代に即し解釈すると「人の和を大切に、一人一人が自己の使命を追求し、全うし続けることを通じて、平和な社会を作ること」に貢献する」と読み替えることができます。この建学の精神の下、本学では平成 3 (1991) 年の設立申請に際し、特に設置を必要とする理由として表明した「芸術と社会との双方向的な構造の構築を前提とする教育・研究への質的な変化が求められている」ことを踏まえつつ、「芸術による社会への貢献」を新たな基本理念として教育研究を展開している。また、1-1-①でも述べたように「成安パーソナルプログラム(S P P)」と名付けられた教育システムを導入し、今まで培ってきた成安ならではの「めんどろみの良さ」を強力に推進している。

このことは、本学ホームページ、大学案内、学習案内(シラバス)などで明記されており、教職員、在学生はもちろんのこと、受験生や社会一般にも認識されている。

#### 1-2-2. 法令への適合

本学は、成安造形大学学則第 1 条に「デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の理論、技能及びその応用を教授研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与すること」と定めている。これは、学校教育法の定めに基づいて、本学の使命・目的及び教育目的を方向づけているものであり、学校教育法第 8 3 条に規定されている大学の目的に適合するものである。具体的な教育目的は設置する学科の各領域で「人材養成目的」として明文化しており、これらも学校教育法に則った学則第 1 条を基盤としている。

#### 1-2-3. 変化への対応

平成 22 年度の学部学科再編にむけた一連の作業過程の中で、使命・目的及び教育目的の見直しを実施している。また、FD 委員会の主催による「FD 研修会」などの活動は、使命・目的及び教育目的が今日の時代や社会に対応できているのかを図る意味で重要な役割を果たしている。また、教授会の下部組織である各種委員会では、日常における課題・問題点の洗い出し、見直しを常に行い、教授会等へ報告がされている。このような過程を踏まえて、本学では全学的な視点から総合戦略会議においてその使命・目的及び教育目的の適切性などが議論されており、変化への対応がなされているといえる。

### **（3） 1－2 の改善・向上方策（将来計画）**

使命・目的及び教育目的の適切性については、教育課程との整合性や法令適合性及び個性・特色の明示といった条件を確保しつつも、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて修正を行っていく。また、これらを具体的に簡潔な文章として、本学ホームページ等で明示していく。

### 1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性

#### (1-3の視点)

#### 1-3-1. 役員・教職員の理解と支持

#### 1-3-2. 学内外への周知

#### 1-3-3. 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-3-4. 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-3の自己判定

自己点検・評価項目1-2を満たしている。

#### (2) 1-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 1-3-1. 役員・教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的については、現状分析と必要な変更点について、先ず、学長補佐会、総合戦略会議にて論議され、大学の最高意思決定機関である教授会において審議・決定される仕組みとなっている。教員については、教授会の構成が教授、准教授、講師となっており、全専任教員が構成員であることから教員の理解と支持は得られている。職員については、改正案等の作成段階において構成員としてかかわることや、各部門ミーティングでの教授会報告を通じて理解と支持を得ている。学則をはじめ大学の重要な規程の改定に関する事項は、理事会に諮られ承認を得ることになっており、この点でも役員・教職員の理解と支持を得ている。以上のことから、本学の使命・目的及び教育目的に対する役員と教職員の理解と支持は得ているといえる。

#### 1-3-2. 学内外への周知

本学の使命・目的は、建学の精神と共に、毎年学生に配布される成安手帳に明記されているほか、京都成安学園報、入学案内およびホームページなどにおいて学内外に示している。新入生へは、入学式とそれに続くガイダンスなどで使用する学修案内(シラバス)、成安手帖などの印刷物を通じて、「建学の精神」から本学の「使命・目的」や学部の「人材養成目的」「ディプロマポリシー(学位授与方針)」、「カリキュラムポリシー(教育課程編成方針)」を解説している。在学生には、新年度開始前のガイダンスを通じて再確認させるとともに、特に2年生においてはコース選択の際に、選択するコースの使命・目的を確認させることに努めている。また、授業の一部や教職員研修会などの場を通じて、建学の精神、大学の基本理念などに触れる機会を設け、周知を図っている。

#### 1-3-3. 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学の使命・目的は、「デザイン及び美術に関する学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の理論、技能及びその応用を教授・研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与する。」と成安造形大学学則第1条に掲げている。そのような中で、

多様化した現代社会とその社会・産業界の大局的な変化や文化的に豊かな社会の実現に向け、どのように関与していくかを本学の「芸術による社会への貢献」という基本理念の下に考えていく必要がある。そこで本学は平成 23 年度に「中長期計画」を作成し、以下の 7 つの項目を経営計画として取り組むことにした。

- (1) 実践的学士課程教育に優れた大学の地位を確固たるものとする
- (2) 各学校教育との連動性を高め新たな連携教育の構築。
- (3) 芸術活動を通じた文化水準の向上と地域振興への寄与
- (4) キャンパスが美術館を起点とした斬新な地域交流モデル化
- (5) ポスト学士課程の拡充と質の高い教育の実践
- (6) 卒業生とのつながりをとおしたブランドイメージの強化
- (7) 国際交流・提携強化と多様な入学・進学ルートの確立

上記の項目はそれぞれが細分化され、実施計画として設定されており、本学の使命・目的及び教育目的を反映させたものとなっている。この中長期計画は、その進捗状況や今高等教育機関に求められているものが何なのかを協議・審議しながら、毎年度見直すこととなっている。「入学者受け入れ方針」「教育課程編成方針」「学位授与方針」の 3 つの方針については、「総合戦略会議」で全体的な調整を経て、教授会で決定しており、本学の使命・目的が十分に反映されているものである。

#### 1-3-4. 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、単一の学部である芸術学部には 1 学科(芸術学科)5 領域(総合、イラストレーション、美術、メディアデザイン、空間デザイン)13 コース(デザインプロデュース、イラストレーション、日本画、洋画、現代アート、写真、グラフィックデザイン、アニメーション・CG、映像・放送、住環境デザイン、プロダクトデザイン、テキスタイルアート、ファッションデザイン)を設置している。それぞれの領域・コースでは、機能的かつ効果的な教育が期待しうる適切な数の教員を配置し、少人数を基本としたコース編成を行い、教育目的の実現に当たっており、整合性が図られている。また附属研究機関として、「附属芸術文化交流センター」「附属近江学研究所」を附置している。各研究所では、外部研究者を招いた講演会やシンポジウムなどの活動を活発に展開し、その研究成果などを学内外に発信しており、本学の教育理念であり教育目標でもある「芸術による社会への貢献」の達成に大きく寄与している。

#### (3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学が平成 25 年度に大学開設 20 周年を迎えるにあたり、「総合戦略会議」による協議、「教授会」による審議を経て、理事会において中長期計画を策定した。その中には、本学の基本理念である「芸術による社会への貢献」を軸に、本学のこれからの使命・目的のあり方及び教育目的の見直しは含まれているものであり、学部学科のあり方、領域・コースのあり方、キャンパスの整備計画など、本学に今何が求められているのかを、総合戦略会議や教授会を中心に、新たな将来計画の策定を進めていく。

#### （４） 1 の自己評価

本学の使命・目的及び教育目的は、「学校教育法」を基本として、学則において明確に定められている。そして、各専門領域とその教育課程が建学の精神「成安」の理念と使命、本学の基本理念である「芸術による社会への貢献」に相応しく具体性に富み、その意味・内容は簡潔な文章で明確に示されているものと評価できる。本学の使命・目的は、法令の定めるところに適合するものであり、本学の個性や特色を明示する「3 つの方針」にも明確に反映されており、学修案内や大学ホームページ、その他の広報媒体により学内外へ明示されている。本学では教授会のもとに、「自己点検評価委員会」「FD 委員会」等を設置して、自己点検評価、FD 活動を実施しているが十分な活動が出来ていないのが実態である。今後は、あらゆる点検・評価を検証し、PDCA サイクルを構築して社会の変化へ対応していく。本学が平成 25 年度に開学 20 周年を迎えるにあたって、設置者である学校法人京都成安学園としての中長期計画を策定している。その中で、本学に関わる項目は教育目的の整合性や有効性を図りながら、時代に即した修正を加えていく。

## 2. 学修と教授

### 2-1. 学生の受入れ

#### (2-1の視点)

##### 2-1-1. 入学者受入れの方針の明確化と周知

##### 2-1-2. 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

##### 2-1-3. 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1の自己点検・評価

自己点検・評価項目 2-1 を満たしている。

#### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 【1】入学者受入れ方針（アドミッションポリシー）

本学のアドミッションポリシーの基本は、「人の和を大切にし、一人ひとりが自己の使命を追求し、全うし続けることを通じて、平和な社会をつくることに貢献する。」という建学の精神を踏まえた創造的活動を実践できる基本的素養を備えた学生を受け入れることにある。

この基本的な考え方を踏まえて、創造的活動に必要なとされる意思、思考力及び表現力の基本的資質を判断するための入学者選抜方針を教育計画において明確に示し、それに基づいた入試科目の設定、入試問題の作成及び入学者選抜を行っている。

複雑化する社会は、多様な人材を求めている。本学がめざすのは、「芸術による社会への貢献」の基本理念の下に、変化する時代に対応し、次代をしなやかに切り開く人材を育てること。そして、社会に新しい価値や視点を提供していくことである。したがって、人間としての豊かさが求められ、アドミッションポリシーにおいても、平成 20(2008)年からそのような資質や可能性を感じさせる入学志望者を次のように求めている。

「デザイン・美術・芸術文化の領域を学ぶために必要な能力を持ち合わせた上で、本学の『芸術による社会への貢献』という基本理念を理解し、自分の可能性を磨いていく情熱や意欲を持ち続けることができる学生を求めています。」

このように、本学では建学の精神、大学の基本理念に基づきアドミッションポリシーを定めている。

##### 【2】入学者受入れ方針の周知方法

平成 23(2011)年度もこれまでに引続き、大学の基本理念や学部・学科の組織、教育内容の特色などと併せて、受験生・高校生やその保護者、高等学校等の教員に対して、入試要項やウェブサイトなどの広報媒体や全国各地で開催される進学相談会、職員を中心とした高等学校などの訪問において周知を図っている。

のべ7日間開催したオープンキャンパスで、本学のキャンパスを公開し、各領域・コースのカリキュラムや特色を本学教職員が直接紹介するとともに、芸術系大学ならではのモ

ノづくりを体験するワークショップも開催している。また、高大連携事業として、高校生に本学の授業を受けてもらう機会も設けている。このように、本学の教育活動を直接見たり聞いたり体験することにより、本学のアドミッションポリシーを含め、教育研究に対する理解の向上を図っている。

このように本学が求める入学者像が十分理解されるように努力している。

### 【3】入試制度

アドミッションポリシーに基づき、入学者選抜を行っている。また、入学後の教育との関連を踏まえ、多様な選抜方法と多元的な評価尺度により、入学志願者の意欲を中心に能力や適性を判定している。

高等学校の美術・デザイン教育の時間数や教諭人数が減少するなか、芸術・美術系大学の専攻分野はより多様化し細分化している。このような環境におかれた受験生が芸術・美術系大学に進学するにあたり、専攻分野を正しく十分に理解した上で、選択することが難しいと判断している。よって、本学では募集の最小単位を大きくまとめ、5 専攻分野とし、受験生の専攻分野の選択に配慮をしている。さらに、AO 入試においては、出願期間が 8 月中下旬と早期であるため、専攻分野ごとでなく学部全体で合格を発表し、入学する専攻分野は「入学前プログラム」がおおよそ半分経過した 12 月上旬に決定できるようにしている。これは、入学予定者が専攻分野を選択するのに、時間的余裕を確保している本学独自の制度である。

なお、平成 5(1993)年の開学以来、美術・芸術系大学では珍しく、本学以外の地方都市会場でも実技試験を課す入試を実施してきた。開学時は入試実施地方都市周辺での大学名の周知に効果が認められた。これまでに、本学以外の試験会場として、札幌・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋・大阪・岡山・福岡・沖縄などの各地で設定。現在では、地元の近畿地区以外の志願者数は毎年 3 割から 4 割を確保している。

平成 23(2011)年度の芸術学部の入試概要は表 2-1-2 のとおりである。

表2-1-2 平成23(2011)年度 芸術学部の入試概要

入試種別	募集定員	試験日	試験科目等
AO入試	約20%	1期：8月 2期：9月 3期：10月	体験授業を受講することにより、受験生の特性や制作に対する興味関心・積極性、将来性などを評価し出願の可否を判定する。その後、出願可で判定した受験生が本学の教育内容を十分に理解し、かつ、本学で学びたい制作したいという強い意欲をもてば出願し合格となる。 なお、この入試での合格者は「入学前プログラム」が用意されている。
指定校推薦入試 専門高校総合学科対象指定校推薦入試	約20%	11月	美術系コースを設置している高等学校を中心に指定校として受験生の推薦を依頼している。 なお、本学の特長として美術科等を設置している高等学校には専門高校総合学科対象指定校推薦入試として別枠の入試を設けている。
公募推薦入試	約30%	前期：11月 後期：12月	受験生の秀でた能力を評価し判定できるように、「鉛筆デッサン」・「イメージ表現」・「着彩表現」・「小論文」・「個別面接（作品持参）」の5科目からの選択制である。 他大学と併願が可能な入試であるが、本学への入学を強く希望する者には専願（第1志望）として出願することも可能である。 多くの美術系・芸術系大学では入学後の専攻分野ごとに異なった試験科目を課しているが、本学では一部例外があるものの、学部で共通の試験科目を課している。これは、基本的な造形力を評価したいと考えているからである。
一般入試	約20%	前期：2月 後期：3月	公募推薦入試に準じた内容で実施している。 前期には、金沢・岡山でも入試会場を設けている。
給付奨学生入試 大学入試 センター試験利用方式	約10%	前期： 個別試験なし 後期：3月	平成22(2010)年度から新規に設定し、経済的支援が必要な奨学生を選抜する入試である。この試験に合格して入学した場合は、年間約96万円の奨学金を給付している。なお、出願に際して、主たる家計支持者の収入の上限を設定をしている。
外国人留学生入試 海外帰国生入試 社会人入試	若干名	前期：11月 後期：2月	外国人留学生、海外帰国生、社会人に対して、そのキャリアを中心に面接（作品持参）で評価し選考している。
3年次編入試 外国人留学生3年次編入試	10名 若干名	前期：11月 後期：2月	編入を希望する者に対して、そのキャリアを中心に面接（作品持参）で評価し選考している。

このように入学者選抜についても、アドミッションポリシーに沿って行っている。

#### 【4】入学試験の実施体制

入学試験の実施体制については、学長を総括実施責任者として、教員と事務職員の協力的体制のもとに実施している。平成23(2011)年度に実施した平成24(2012)年度入学者選抜のための入試においては、試験当日、入試本部に学長をはじめ入学委員長、入学広報部門主管・主査（入学広報担当）が詰め、試験問題の最終点検や円滑な入試の実施に努めている。また、本学以外の地方試験会場を設定している入試の場合は、原則として教員と事務職員の複数の担当者が、入試前日から会場に入り、準備と当日の運営を行っている。

また、採点業務については、学部共通の課題のため、学長が指名した各領域の教員が採点をしている。この採点結果をもとに、入学広報部門長と入学委員長、主任領域長からなる入試判定会議での協議を経て、教授会で可否を審議決定している。

入試制度の検討は、入学委員会が原案を策定し、最終的には教授会で決定している。入学願書の受け付けから入学試験問題などの印刷や管理は入学広報部門の入学広報担当が行っている。

このように、入試に係る業務は学長を総括実施責任者として、全学的な体制で適切に実施している。

### 【5】新入生の確保

新入生の確保は他大学と同様に本学にとっても重要な課題のひとつである。平成22(2010)年度の芸術学部設置後は入学定員を若干上回る入学者を確保している。表 2-1-3 に過去4年間の入学定員数の推移を示す。

表2-1-3 造形学部・芸術学部の入学定員・入学者数・入学定員充足率

学部等	学科等	項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
造形学部 <sup>注2</sup>	デザイン科 <sup>注2</sup>	入学定員	185	—	—	—	
		入学者数	179	—	—	—	
		入学定員充足率	0.97	—	—	—	
	造形美術科 <sup>注2</sup>	入学定員	100	—	—	—	
		入学者数	34	—	—	—	
		入学定員充足率	0.34	—	—	—	
			入学定員	285	—	—	—
			入学者数	213	—	—	—
			入学定員充足率	0.75	—	—	—
芸術学部 <sup>注1</sup>	芸術学科 <sup>注1</sup>	入学定員	—	200	200	200	
		入学者数	—	206	207	208	
		入学定員充足率	—	1.03	1.04	1.04	

注1) 芸術学部芸術学科は平成22年度より設置

注2) 造形学部デザイン科及び造形美術科は平成22年度から募集停止

このように、新入生確保については22(2010)年度の改組により、入学定員に沿って適切に確保している。

### (3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

芸術・美術系大学が現在置かれている状況は、社会全体の実学的志向とそれに呼応する受験生の動向、18歳人口の減少による大学全入の時代、芸術・美術系大学の収容学生数増加による競合など、負の要因が多く厳しい状況である。しかし、このような状況であるからこそ、アドミッションポリシーと後述する本学のきめの細かい学生支援の実態を、大学案内・ウェブサイトやオープンキャンパス、全国各地で開催される進学相談会で、広く受験生に周知することを徹底して実践する。

これらは本学にとっても重要な課題のひとつであるとの認識のもと、平成24(2012)年度から事務局の入学広報部門を改組し、「入学センター」と「広報室」を設置することになっている。入学センター長と広報室長はそれぞれ学長補佐が任命され、入学者募集業務と広報業務を協同しつつも機能分化し取り組むことになっている。

本学への入学を第一に考える受験生を増加させ、アドミッションポリシーに沿った学生を確保する。

## 2-2. 教育課程及び教授方法

### (2-2の視点)

#### 2-2-1. 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

#### 2-2-2. 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### (1) 2-2の自己判定

自己点検・評価項目 2-2 を満たしている。

### (2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-2-1. 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

教育課程は、年次ごとに深化する専門科目に対応できる能力の養成を基盤に据えながら、学生が意欲をもって能動的に学ぶことが最も教育効果を高める、という考えのもとで編成している。本学の教育目的は、「芸術による社会への貢献」という大学の理念の下、変化する時代に対応し、次代をしなやかに切り開き、アートとデザインを通じて社会に新しい価値や視点を提供できる人材養成にある。これを実現するため、1 学科 5 領域を置き、2 年生から専門の 14 コースに分かれる。本学の教育課程編成方針(カリキュラムポリシー)については、以下のとおりである。

### 【教育課程編成方針(カリキュラムポリシー)】

芸術学科のカリキュラムは造形基本科目、造形専門科目、一般教養科目、大学基礎科目、語学教養科目、キャリアデザイン科目、造形プロデュース科目、専門科目の 8 科目に分かれる。カリキュラムの根幹は造形教育を中心とした専門科目にある。1 年次においては学科で共通の造形演習と実習を行う。2 年次からは本学科の中核で造形分野を 5 領域、13 のモデルコースに分けてそれぞれ専門性を深めていく。しかし、一つのコースに限定するのではなく、学生個々の志向性に合わせ、他の領域、コースの専門実習も受講することもできる。造形基本科目、造形専門科目、一般教養科目、大学基礎科目、語学教養科目、キャリアデザイン科目、造形プロデュース科目の 7 科目は専門科目を補い、造形表現力にとどまらない社会人として通用する生きる力、いわゆる人間力を持った学生を育成する。

#### 【1】造形基本科目、造形専門科目

必修科目で造形実習を学ぶにあたって、ものづくりの思想的な根幹や歴史、現代の様相など幅広い知識を習得する。

#### 【2】一般教養科目、大学基礎科目、語学教養科目

ものづくりにとどまらず広く視線を外へ向け、国際交流や異文化理解も含めて幅広く深い教養を身に着ける。

#### 【3】キャリアデザイン科目、造形プロデュース科目

実社会での実践を通じて能力開発を行う。2 年次では実社会を意識し、仮想体験や社会常識等の知識を得、3 年次、4 年次ではプロジェクト等を通じて実社会を体験する。

## 【4】専門科目

専門科目は芸術学科に5つの領域を設け、各領域で芸術表現における目標設定を行っている。

1年次においては全領域共通で演習・実習が行われ、平面、立体、メディア表現など様々な表現形態に触れ、造形表現の基本を徹底的に学ぶ。2年次・3年次は各領域に分かれ、領域内の共通科目と各コースに分かれた専門の演習・実習科目を履修し、専門性を追求していく。4年次には各専任教員の個別指導となり、4年間の集大成である卒業制作展に向けての仕上げを行う。

### 2-2-2. 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授の工夫・開発

芸術学部芸術学科は、1学部1学科であることを最大限に生かし、総合、イラストレーション、美術、メディアデザイン、空間デザインの5つの領域で編成され、「学部共通基本科目」と学生が専攻する領域で学ぶ「専門科目」とに大別される。学部共通基本科目は、各領域が全学に提供する選択科目であり、原則として、在学中、学びたいときに自由に履修することができる。本学では卒業するまでの4年間で履修しなければならないいわゆる選択科目(60単位以上)を学部共通基本科目と呼び、人間学講座担当の教員がその科目群をバックアップしている。おおむね4年間を通じて履修可能だが、1・2年次で履修すべき基礎的な科目や3・4年次での履修が望ましい発展科目などがあり、それらはバランスよく科目・単位数が設定されている。学部共通科目は、次の通りである。

#### 【1】造形基本科目群（造形活動にかかわる専門家としての知識を深める科目群）

専門科目で造形演習・実習を学ぶにあたって、モノづくりの思想的な根幹や歴史、現代の様相など幅広い知識の根源となるよう開設している科目である。造形基礎科目と造形専門科目とに分かれ、造形基礎科目の中には芸術理解の基礎となる専門知識を深めるための日本美術史・西洋美術史・デザイン史概説・美学などの科目を設定している。造形基本科目の中には、絵画材料学・日本建築史・西洋建築史・舞台美術論など専門分野に磨きをかける科目を設置しています。また、1・2年生を対象にコンピュータ基礎演習の科目を設定し、特に1年生については入学時にコンピュータに対するアンケートを実施し、初心者、初級、中級との振り分けをうえて授業展開を行っている。

#### 【2】教養科目群（学びの基礎・考え方の基礎・コミュニケーションを深める科目群）

モノづくりにととまらず広く視線を外へ向け、国際交流や異文化理解も含めて幅広く深い教養を身に着けるために開設している科目です。具体的には、大学における学び方を知る「大学基礎科目」、哲学や心理学、文化史・社会学、自然学概論などの「一般教養科目」、英語を中心とした「語学教養科目」を設置しています。

#### 【3】社会実践科目群（社会への貢献を実現する科目群）

1年次から4年間を通じて、学生一人一人のキャリアアップを支援する「キャリアデザイン科目」と本学の基本理念である「芸術による社会への貢献」を具現化するための「造形プロデュース科目」を設置している。「造形プロデュース科目」は、実社会での実践を通して能力開発を行う科目が中心で、2年次では実社会を意識し、仮想体験や社会常識などの知識を得る科目として、3年次・4年次では学外のプロジェクトを通して実社会を体験する科目となっている。専門科目(64単位以上)は、各領域で芸術表現における目標設定

を行ったうえで、必修科目として設定している。1年次においては、全領域共通で演習・実習が行われ、平面・立体・メディア表現など様々な表現形態に触れ造形表現の基本を徹底的に学ぶ。2年次、3年次は各領域内の共通の科目と各コースに分かれた専門の演習・実習科目を履修し、専門性を追求していく。各コースとは、総合領域はデザインプロデュースコース、イラストレーション領域はイラストレーションコース、美術領域は日本画コース、洋画コース、現代アートコース、メディアデザイン領域は写真コース、グラフィックデザインコース、アニメーション・CGコース、映像・放送コース、空間デザイン領域は住環境デザインコース、プロダクトデザインコース、ファッションデザインコース、テキスタイルアートコースの13コースである。4年次には、各専任教員の個別指導となり、4年間の集大成である卒業制作展に向けての仕上げを行う。

このように各領域では、それぞれが次に掲げる人材育成目的に即した科目設定を行っている。

#### (1) 総合領域

芸術・文化・社会について、総合的かつ横断的に学ぶ中から、造形力や広い視野と基礎力を修得し、社会動向に即応しながら「コト」や「モノ」を複合的に「デザイン」することで、新たな価値創造の推進ができる人材を育成する。

#### (2) イラストレーション領域

ハンドドローイング・デザイン・デジタル表現の3つの大きな流れを融合させながら、コミュニケーションを目的としたビジュアルコンテンツの創作能力を備えた総合的な表現力のある人材を育成する。

#### (3) 美術領域

「描くこと」「つくること」「表現すること」を基本に、五感を通して自然界や身近な生活を見つめ、豊かな創造力を育み、自らがテーマを設定して制作した成果を社会に向けて発信できるだけの表現力をもつ人材を育成する。

#### (4) メディアデザイン領域

様々なメディアについて基礎から学び応用力を培いながら、複数のメディアをまたぐメディアミックスによる表現の可能性を広げるとともに、社会や文化についての思索を深め、次世代に対応した新しいコミュニケーションを想像できる人材を育成する。

#### (5) 空間デザイン領域

ものづくりのよりどころである身体・素材・生活・空間をキーワードに「もの」や「しくみ」を形にできる力を育み、「発見」から「表現」「構築」更には社会に対し多様な価値を提案できるデザイナーを育成する。

また本学では、モノづくりにおける専門家を徹底的に育てていく一方で、一つの表現の形だけを追求するのではなく、広くものづくりを学びたいというニーズが増えている現状を踏まえて、1年次に「総合基礎演習1・2」を開講している。これは各領域が提供する様々な基礎科目であり、選択に応じて自分の専門性を高めるとともに、他分野を学び幅広いスキルをつけることができる科目である。平成23年度は、「総合基礎演習1・2」としてキャラクターデザイン演習、写生入門、油彩画入門、写真入門、染によるテキスタイルデザイン、ヨシの造形、グラフィックデザインの世

界、水墨画入門など前後期合わせて 18 科目を開設した。また、本学の基本理念である「芸術による社会への貢献」を実現するべく、実社会での実践を通して能力開発を行う「プロジェクト演習」「プロジェクト特別実習」の科目を開設している。本学は滋賀県内唯一の芸術大学であり、地域社会から様々な要望がある。企業や官公庁からのロゴマーク、パンフレット、ポスターのデザイン、イベント企画など多岐にわたっている。その中で定期的に行われるものについては「プロジェクト演習」として、平成 23 年度は大津曳山連盟公式キャラクター「ちま吉」プロジェクト、幼児教育と造形、おもちゃ作りワークショップ、CM制作プロジェクトなどの科目を開設した。本学が設置する附属研究機関である附属近江学研究所との連携による科目としては、「近江学 A」「近江学 B」「琵琶湖の民族史」といった講義科目を開設し、近江に根ざした造形教育の導入として位置づけ展開している。また、4 年次での集大成である卒業制作展をより質の高い展覧会にするため、3 年次の実習の集大成として学生全員が出品する進級制作展を開催している。これは、制作と展示を経ることで学生個々の作品制作の充実度が上がり、1 年後の卒業制作展に生かされている。

教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発を進める組織体制として、「教学委員会」はじめ「FD 委員会」を設置しており、それぞれ「教学委員会規程」「FD 委員会規程」でその任務等が定められている。これらの委員会は定期的開催され、委員会での審議事項等は領域長会議、総合戦略会議を経て教授会で報告されており、組織的な体制は整備されている。

### （3）2-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 22 年度の芸術学部芸術学科への改組において、新たな科目の導入により、本学の教育課程及び教授方法は一層の充実が図られた。基本理念である「芸術による社会への貢献」に沿った人材を社会に送り出すことを目標とすることについては変わりなく、また完成年度である平成 25 年度までは教育課程の編成は予定していないが、基本理念を更に徹底、深化させていくための教育課程の見直しは必要である。特に学生ニーズや社会的要請を反映するために、領域とコースについての積極的な見直しは必須であり、毎年度検討していく。また、授業の内容、それに適した教授法などは、常に改善が行われているが、それぞれの担当分野において行われているのみで、他の教職員に共有されていない場合が多い。教育の質の向上のため、このような情報は共有化する必要がある為、情報の明文化、共有化に向けた取り組みを行っていく。

## 2-3. 学修及び授業の支援

### (2-3の視点)

#### 2-3-1. 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### (1) 2-3の自己判定

自己点検・評価項目 2-3 を満たしている。

##### (2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-3-1. 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

教職員共働による学生への支援では、教学を扱う教学委員会を中心とする委員会活動において、常に教員と職員による共働体制が生まれ、意見を出し合いながら、学生への学修及び授業支援に関する方針・計画を検討し実施する体制を整えている。また、教授会の下部組織として構成されている各種委員会の構成員は、いずれの委員会も必ず職員が構成員または事務担当として参画しており、ともに情報共有するなど教員と職員の共働体制が整備されている。入学時及び新学期時には、教学委員、各領域教員と職員が共働でガイダンスを実施している。新入生については、カリキュラムガイダンスにより専門科目の学修の進め方や選択科目学修の進め方などを教員が担当し、学び方や科目紹介も含め説明をしている。また学生生活ガイダンス、教務ガイダンスなどは職員が担当し、学修システムや大学生活などについて説明・紹介を行っている。

学生の学修上の相談や悩みには、すべての専任教員が毎週 1 コマのオフィスアワーを設定して対応している。専任教員の場合は曜日、時間帯・メールアドレス、非常勤講師の場合は相談方法、相談可能時間、メールアドレスを成安手帖に明記し、全学生に配布している。

教育活動支援の TA の活用として、本学では文部科学省が定義する TA (Teaching Assistant) は、大学院を設置していないため配置していない。ただ、教員の教育研究活動をさらに厚く支援するために、平成 22 年度より教務員制度を導入した。教務員はその殆どが卒業生であり、学生の問い合わせや教員への質問等を的確に把握することが可能であり、学生にとっても、身近な存在として気軽に相談できる人材であり、教育上、重要な意味を持っている。また、知識・技術面など教育研究活動を支援するにも的確な人材である。教務員は、現在、各領域とラボに配属しているが、専門性を追求するコース編成の中でその専門性に配慮する必要性から、教務員の補助的業務を担う臨時職員として領域アシスタントを配置している。教務員と領域アシスタントは、授業時間中だけでなく、日常的な教育補助業務を担うほか、大学行事の補助、予算管理の補助、授業準備の補助、領域運営の補助、機材・備品などを含む施設管理の補助をするほか、学生からの悩み相談にも対応を行っている。

中途退学者、留年者等に対する対応策として、本学では授業開始後、継続して 3 回以上

欠席している学生については、教員から学生支援部門に報告するよう依頼をしており、事務職員が学生に連絡を取り状況把握に努めるとともに、必要であれば面談を実施している。その中で、学生が授業の問題だけでなく、学生生活、人間関係、進路などについて悩んでいる場合は、相談できる体制を整備しており、心理的な問題を抱えている学生に対しては、学生相談室と連携を図りながらカウンセラーによる心理支援も行っている。休学及び退学を願う学生に対しては、教員との面談を義務付けており、安易な休退学をしないよう指導しているとともに、迷っている学生に対しては学生支援部門へ相談に来よう指導を行っている。相談をしに来た学生については、担当教員に知らせるとともに、必要であれば事務職員が同席したうえで面談を実施している。また、経済的理由や健康面での問題により、やむを得ない事情で退学(除籍は除く)をする学生に関しては、再入学できる制度を導入している。留年者並びに復学者については、新学年が始まる前のガイダンスにおいて、特別履修相談日を設定し、教員が個別に必修科目の履修相談や授業科目の選択方法などについて相談にのっている。

意見をくみ上げるシステムとしては、FD委員会が主となり、本学のFD推進活動の一環として、各教員が授業改善・開発等を目的として受講学生に対し、学期の最終授業時に「授業アンケート」を実施している。アンケートにおいては、自由意見記入欄を設けており、授業や先生に対する感想・要望を自由に記入させている。また集計された「授業アンケート」は、各授業の担当教員へフィードバックし、自由意見欄に記入された内容については、教員からコメントを提出していただく形式をとっている。ただし、平成23年度後期は、専任教員の授業アンケート参加率が低かったため目的の定義付けと参加への必要性を検討していく必要がある。

### （3）2－3の改善・向上方策（将来計画）

教学委員会に関わる教職員の協働体制により、また他の機関との連絡を密にし、学生の修学上の到達目標を達成できるよう、新たな取り組みを検討・実施し、よりきめ細かな対応をしていく。

オフィスアワーについては、成安手帖に明記はしているものの学生への周知が足りず、十分に活用されていない現状から、入学生及び在学生のガイダンス時並びに学内掲示等により周知を図っていく。教育活動の支援体制については、現在の教務員、アシスタント制度が教員の教育活動を支援するためにどのような形態がより望ましいのかを議論していく。本学では、学期半ばで履修を放棄する学生や休学・退学を願う学生が後を絶たない現状であるため、教員から報告のあった学生に対しては、その学生の状況に応じて学生支援部門教務及び学生担当の職員が学生相談室とも連携を行いながら対応していくとともに、休・退学者を減らすべく関係部署との連携を強化し取り組んでいく。

## 2-4. 単位認定、卒業・修了認定等

### (2-4の視点)

#### 2-4-1. 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### (1) 2-4の自己判定

自己点検・評価項目2-4を満たしている。

##### (2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-4-1. 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

単位認定、卒業認定等の基準については、「成安造形大学学則」に定められ、厳正に運用されている。単位認定に必要な評価基準は、80～100点を「優」、70～79点を「良」、60～69点を「可」、59点以下を「不可」とする4段階評価をとっている。ただし、平成24年度入学生からは、学生の学修成果をより厳密かつ公平に評価するため、90～100点を「秀」、80～89点を「優」、70～79点を「良」、60～69点を「可」、59点以下を「不可」とする5段階評価を導入する。また、すべての授業科目の成績評価方法は、当該科目の到達目標や授業科目などとともに学修案内(シラバス)に明記しており、出席日数、学期末試験、課題提出、レポート提出などの結果を総合的にかつ厳正に判断して評価をしている。点数が50～59点については、再試験により単位を認める場合があるが、再試験を実施しない科目もあり、その場合は「不可」の評価となる。学修結果は年2回、学生と保護者に通知される。履修指導上、科目登録の上限を年間で原則48単位とし、各年次にわたり適切に授業科目を履修するよう指導している。進級については、単位不足を理由に上位学年への進級を認めないという規則は設けておらず、1年ごとに1学年ずつ自動的に進級することになる。ただし、専門科目で不合格になった場合には、上級学年に配当される専門科目の履修が認められないこともあり、事実上留年になることもある。卒業要件については学則に定められているが、休学期間を除き本学に4年以上在籍し、造形学部においては必修の「群別専門科目」で64単位、選択の「学部共通基本科目」で60単位以上の合計124単位以上を修得することが要件となっている。芸術学部においても基本的には同様であり、「専門科目」で64単位、「学部共通基本科目」で60単位以上の124単位以上を修得することが要件となっている。なお卒業の認定は、教授会で厳正に審議し、学長が卒業を認定している。学位授与の方針については、本学のディプロマポリシーとして学修案内(シラバス)やホームページなどで公表している。

##### (3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

GPA制度については、現在、給付奨学生入試で入学してきた学生の審査基準のみに利用している。今後は、平成24年度入学生から5段階評価を実施するため、GPAの活用方法について教学委員会で検討を行い、一定の基準に満たない学生への履修指導、あるいは学業不振で成業の見込みのない学生への就学指導等にも利用し、学生の修学意欲向上に役立てていく。

## 2-5. キャリアガイダンス

### (2-5の視点)

#### 2-5-1. 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### (1) 2-5の自己判定

自己点検・評価項目 2-5 を満たしている。

##### (2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-5-1. 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

キャリアサポートセンター運営委員会を設置し、教授会の下で学生のキャリア向上のための施策を企画・立案し、実施している。事務局では学生支援部門にキャリアサポートセンター担当の職員を5名配置し、うち1名はキャリアカウンセラーの有資格者を配置している。また、各領域やコースでは担当教員がキャリアサポートセンターの職員と密に連携し、指導に当たっている。キャリアサポートセンターのサポート内容としては、就職(進学)活動についての質問や相談、進路資料の閲覧・貸出、進路関係の授業運営、資格講座の実施、就職活動の指導としてエントリーシートの添削や模擬面接などの個人指導を行っている。本学では、個人対応をキャリアサポート支援の中核に位置付けている。3年生に入ってから提出させる「進路希望・就職登録カード」を基礎データとして、各コースの担当教員が個人面談を行い所見記入する。その後、キャリアサポートセンターの職員が「進路希望・就職登録カード」をもとに個人面談を行い、個々の進路希望と就職活動の進捗状況を把握し、今後の進め方について相談に応じている。4年生については就職希望の学生全員に対して電話による就職状況の確認を行い、助言を行っている。また、入学直後から卒業年次に至るまで、学年に応じたキャリアガイダンスを定期的実施しており、卒業後の進路について常に意識させたいうで4年間の大学生活を有意義に過ごさせるよう学生指導を行っている。キャリア教育のための支援体制として、「キャリアデザイン科目」及び「就活サポートプログラム」の実施により学生の支援を行っている。「キャリアデザイン科目」である「キャリアデザイン特講1・2・3」は1年次から各年次に配当されている選択科目ではあるが、時間割上、履修しやすい時間帯に設定しており、表4-4-2の通り、高い履修率を誇っている。1年次から3年次まで連続してキャリアデザイン科目を設けることで、学生のキャリアアップの意識向上を図ることができる。また、芸術大学においては学生自らが在学中の制作活動を記録したポートフォリオが就職活動において必修のものとなっている。そのため平成22年度より「キャリアデザイン演習A」として「就職のためのポートフォリオ作成」を開講し、また筆記試験対策基礎編・応用編として「キャリアデザイン演習B・C・D」を開講しており、表4-4-2の通り、多くの学生が履修をしている。インターンシップについては、本学では学生に早期に社会人感覚を身に付けさせ、実践的な能力を育成することを目的にインターンシップを推奨しており、企業側にとっても活動内容の

積極的な広報の機会となっている。そのために「インターンシップA・B・C」の科目を開講し、事前・事後を含めて単位化している。インターンシップには、本学が独自に受け入れを依頼しているプログラムと「財団法人大学コンソーシアム京都」が依頼しているプログラムの2種類を提供している。平成23年度の本学独自のプログラムには、13社から受け入れ承諾があり、14名の学生が参加している。また、「財団法人大学コンソーシアム京都」のプログラムには、13社の企業に学生13名が参加した。これ以外に、自主的に調査・交渉し参加した学生が3社で4名の学生が参加した。3年生を対象とした就活サポートプログラムについては、主に学生支援部門のキャリアサポートセンター職員が企画・運営し、8月から12月にかけて講座を実施している。このプログラムは早い段階で就職意識を高めさせ積極的に活動することを意識づけさせるためのものであり、表2-5-2の通りの参加者があった。

表2-5-1 キャリアデザイン科目

科 目	単位取得者	履修者数	合格率
キャリアデザイン特講1	159	191	83
キャリアデザイン特講2	156	188	83
キャリアデザイン特講3	144	182	79
インターンシップ A/B/C	29	29	100
キャリアデザイン演習 A (就職のためのポートフォリオ)	82	91	90
キャリアデザイン演習 B (筆記試験対策応用編1)	90	139	65
キャリアデザイン演習 C (筆記試験対策応用編2)	66	96	69
キャリアデザイン演習 D (筆記試験対策応用編3)	73	108	68

表2-5-2 就活サポートプログラム (対象3年生)

科 目	参加者数	申込者数
スーツ選びと身だしなみ、企業研	63	—
就活用ナチュラルメイク	79	89
エントリーシート実践講座	101	115
面接講座1 個人・グループ面接	81	101
面接講座2 グループディスカッション	47	61
筆記試験の傾向と対策	89	113
就職筆記対策講座1	67	98
就職筆記対策講座2	65	102
就職筆記対策講座3	50	101
個人面接模試	41	37

### (3) 2-5の改善・向上方策 (将来計画)

学生の就職内定率向上を目指すとともに、社会的・職業的自立に関する指導を一層充実させていくため、「キャリアサポートセンター運営委員会」と学生支援部キャリアサポートセンター担当職員とが中心となって、キャリア形成支援のための学内体制を強化していく。

また、就職対策として多くの学生が苦手とする「SPI（適性検査）などの筆記試験対策」「エントリーシート実践講座」「面接講座」などの「就活サポートプログラム」をより厚みを持たせて取り組んでいくとともに、教職員連携によるキャリア就職支援の見直しと連投を行っていく。

## 2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### (2-6の視点)

#### 2-6-1. 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

#### 2-6-2. 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

### (1) 2-6の自己判定

自己点検・評価項目2-6を満たしている。

### (2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-6-1. 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

教育目的の達成状況の点検・評価方法として「卒業制作展」をはじめ各種教育行事が機能している。「卒業制作展」は、4年間の学習の集大成であり卒業制作を学内外に公表する場であり、毎年1月下旬から2月上旬に全卒業生の作品等を展示している。平成23年度は卒業生196名の作品等を京都市美術館で展示を行い、広く学内外にその成果を示している。また、3年生を対象とした「進級制作展」も同時に開催し、4年生へ進級する段階での個人の達成状況の確認も行っている。「進級制作展」は同じ京都市美術館で開催するが、一部のクラスは時期を少しずらし大津市歴史博物館において開催している。卒業制作展・進級制作展の会期中の多数の来場者の評価は、教員はもとより学生にとって達成状況の点検・評価の最も大きな機会となっている。また、「卒業制作展作品集」を作成し、広く学生の作品とその達成状況を示している。

学生の学習状況については、年2回、学期末に授業評価アンケートを実施し、アンケート結果を授業担当者に通知し、授業改善に向けた取り組みを行っている。また、全科目に関して各々の担当教員が学生の出席状況に基づいて状況把握と指導を行うとともに、教員、職員が協働して学生の学習面や生活面の相談に乗り、学習意欲を向上させるよう取り組んでいる。教員免許・学芸員の資格取得については、毎年度末にその資格課程科目の修得状況を把握し、単位修得状況が悪い学生には指導するよう取り組んでおり、最終学年の卒業判定の教授会において最終の確認を行っている。

学生の就職状況の調査については、「就職・進路登録カード」の提出を3年次の学生全員に義務付けており、個々の希望進路の把握に努めている。「就職・進路登録カード」には教員所見欄があり、必ず教員が所見を記入するとともに教員自身はその学生の希望進路について把握するよう取り組んでいる。提出しない学生については、学生支援部門のキャリアサポート担当職員が学生を呼び出し、面談を実施している。教授会において、キャリアサポートセンター運営委員会委員長より4年生の就職状況の報告並びに3年生のキャリアサポートプログラムなどの賛歌状況が随時報告されており、全教員への周知を図っている。企業へのアンケートとしては、組織的な取り組みは行っていないが、担当職員が個々にヒアリングを実施し把握に努めている。

学生の意識調査は、平成23年度に「学生満足度調査」を実施。学生が本学に対しどのようなイメージを持っているのか。施設に関しどのような要望を持っているのか、多様

な項目を設定し実施した。

## 2-6-2. 教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けた評価結果のフィードバック

本学の教育内容・方法及び学習指導等の点検・結果のフィードバックについては、FD 委員会が中心となって取り組んでいる。様々な評価結果をもとに開催される「FD 研修会」において大学としての基本方針の確認や、分科会における討議は教育内容・方法及び学習指導のフィードバックに必要な情報と方法を提供している。また、他の教員の授業を参観する取り組みも行っており、教育内容・方法等を見学することにより良いところは自己の教育方法の改善につなげてもらい、悪いところは指摘し改善を求めていくなどの取り組みを行っている。本学は、平成 22 年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受けた。自己点検評価書の作成段階で、今後改善が必要とした事項並びに評価結果において指摘された参考意見等、教員はそれらの評価結果等を資料として活用する一方、シラバスに反映させ、教育内容・方法及び学修指導改善に向けてフィードバックしている。また本学では学生の修学意欲の向上を促すため「学生表彰規程」を設け、学習成果が社会で認められた者に対し表彰を行い、効果をあげている。卒業制作においては、クラスごとに「優秀賞」「奨励賞」「佳作」を決定し、学修達成状況を評価するとともに卒業式において各表彰を授与している。

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目的の達成状況の点検・評価については、これまで FD 委員会が主となり、平成 22 年度以降、毎年度「授業アンケート」を実施し、学習状況をも含めた状況把握に努めているが、今後は平成 23 年度に実施した「学生満足度調査」を定期的実施するとともに、他の調査方法（就職先企業からの評価など）を加えながら、教育目的達成状況の点検・評価を強化し、その分析結果を適切に教職員へフィードバックしていくよう取り組んでいく。

## 2-7. 学生サービス

### (2-7の視点)

#### 2-7-1. 学生生活の安定のための支援

#### 2-7-2. 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

##### (1) 2-7の自己判定

自己点検・評価項目2-7を満たしている。

##### (2) 2-7の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-7-1. 学生生活の安定のための支援

学生生活安定のための支援組織として、教学委員会及び学生支援部門、学生相談室、保健室等を設置し、それぞれが連携をとりながら学生サービス向上に努めている。教学委員会は、「成安造形大学教学委員会規程」においてその目的を「教学に関しその実施の円滑な運営を図ること」としており、教学委員長、学長が指名した委員、学生支援部門主査を構成員として活動している。教学委員会では、学修上、学生生活上のあらゆる事柄について協議を行っている。学生支援部門教務担当は学修上の事柄(教育課程、授業計画、学籍の異動、成績などの業務)、学生支援部門学生担当は学生生活上の事柄(生活指導、福利厚生、課外活動、奨学金などの業務)を行っている。

学生の日常的な健康管理については、学生支援部門学生担当の職員と看護師1名が保健センターで対応し、異常な兆候があれば関係医療機関を紹介して受信を勧めている。受診後は結果を必ず報告させ状況を把握するとともに、必要に応じて保護者に連絡するとともに今後の対応について協議を行っている。また、年3月に(新入生は4月)に定期健康診断を実施し、その診断結果をもとに適切に対応をしている。メンタルケアやカウンセリングについては、学生相談室を設置し、1名の専任教員、2名の非常勤相談員(カウンセラー)が週5日の予約制で実施しており、カウンセラーのみで対応困難な学生に対しては外部医療機関を紹介し連携をとっている。平成23年度の学生相談室の相談件数・相談内容は表2-7-1のとおりである。平成24年度からは、多様な学生が入学している状況から、学生相談室の近くにフリールームを整備し、学生個人が一人になって落ち着けるスペースを設置する予定である。

学生の経済的支援については、複数の奨学金制度を設けている。学業・人物ともに優れているが経済的に就学が困難な学生には、「成安造形大学学内奨学金規程」(貸与)があり、その規程に基づき平成23年度は17名の学生に対して年間20万円から40万円の奨学金を貸与している。また、経済的理由により学業の継続が困難な学生の援助をするために「成安造形大学同窓会奨学基金貸与規程」があり、2年生以上の在籍生で100万円を上限とした制度があり、平成23年度は6名、総額4,388,400円の貸与を行っている。また、私費外国人留学生の経済的負担を軽減し、学習効果を一層高め、就学援助する目的として、「成安造形大学私費外国人留学生授業料減免規程」があり、選考のうえ、平成23年度は10名の50%減免者、5名の30%減免者を決定している。その他にも急病

などの不測の事態により当座の出費に窮した場合に貸し付ける「短期貸付金制度」ややむを得ない事由で学費の支払いが困難になった場合の措置として、「学費延納・分納」制度も設けている。

ハラスメントの対応については、「学校法人京都成安学園セクシャルハラスメント等防止に関する規程」により定められており、1名の役員・教職員で構成されるハラスメント対策委員会を設置し、ハラスメント防止に関する啓発を行うとともに、教員及び職員による7名のセクシャル・ハラスメント等相談員を配置している。ハラスメントについては、本学ホームページ、成安手帖により各種ハラスメントの事例を挙げたうえで、注意喚起を促すとともに相談員の連絡先を公表している。学生の課外活動の支援については、主に学生支援部門学生担当と学生全員が会員となっている「学生会」に対し助言・指導することにより行っている。学生会は、学生生活の向上、学生同士の交流促進のため新入生歓迎会や夏祭り(成安音頭)、大学祭(響心祭)、クリスマスパーティーなどの各種イベントを学生会の主導のもと実施している。学生会最大のイベントである大学祭(響心祭)においては、学生会の下に大学祭実行委員会を組織し、1年生と2年生が主体となり、学生会執行部の協力を得ながら開催をしている。学生のクラブ・サークル活動については、2011年3月現在、22団体があり専任の教職員がその顧問として活動をサポートしている。また、クラブ活動の施設として部室、倉庫を貸与している。新たに団体(クラブ・サークル)を結成する場合は、学生支援部門に団体規約及び部員名簿を添付した「団体結成成及び継続願」を提出することになっており、クラブへの昇格は実質活動における最低人員3名を充たして1年以上活動し、学生会執行部においてその活動状況が顕著と認められた団体をクラブとして昇格することとなる。クラブ活動については、成安手帖や学内掲示で周知している。また、制作・研究活動や課外活動において特に顕著のあった個人・団体に対してその功績を称え表彰する「学内表彰制度」を設けている。本学学生の保護者の組織である「成安造形大学教育後援会」が「グループ展支援」として、2人以上の学生がグループ展を開催する場合にその経費の一部を補助している。1グループに対し上限5万円(10人以上のグループの場合は上限10万円)が補助されている。

表 2-7-1 学生相談室の相談件数・相談内容

来談学生 49名 延べ総面接回数 527回

・利用回数別人数

～1回	2～5回	6～10回	11～20回	21回以上
11	12	9	7	10

・主訴別分類

修学	進路	友人	家族	性格	症状	引継
11	4	13	3	11	4	3

・領域別人数

総合	イラスト	美術	メディア	空間
2	27	9	11	0

## 2-7-2. 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生からの意見・要望は直接教職員が聞き取る場合と、学生会を通じて聞き取る場合とがある。大学のホームページの「在学生の方へ」のページには各担当部署のメールアドレスが掲載されており、学生生活に関する意見・質問ができるシステムとなっている。6月には1泊2日で「リーダーズキャンプ」を実施しており、学生側は学生会執行部、大学祭実行委員会、大学側は学生支援部門学生担当の職員が参加して本学への様々な要望をヒアリングする機会となっている。また、必要に応じて学生支援部門学生担当の職員が個々の学生と面談を行ったり、学生会と話し合う機会を設けている。留学生に対しては、毎年6月頃に新入留学生と上級留学生を対象に「留学生懇親会」を開催し、学長を交えて意見交換できる機会を設けている。平成23年度は、FD委員会が主となり満足度調査を実施し、複数の学生と座談会形式で進める方法と用紙を配布して任意で回答を求める方法の2種類で実施した。具体的な質問項目は、①成安造形大学の満足度(%)、②満足している点及び満足に至らない点、③成安造形大学の印象、④専門科目についての満足度、⑤選択科目についての満足度、⑥キャリア科目についての満足度、⑦学内施設についての満足度、以上の7項目で実施した。

領域座談会を実施した場合は、話し合いの内容を領域会議にフィードバックさせるとともに、アンケート集計については、関係部署に次年度前期をめどに改善の検討するよう依頼をするなど適切に対応している。満足度調査では自由記述欄を設け、学生に対し大学への要望・意見を自由に記述させた。自由記述は多岐にわたっていたが、集計の中で図書館の開館時間についての意見が多くあったため、平成24年度より10時15分から19時の開館・閉館時間を10時15分から20時の開館・閉館時間に変更する予定である。

### (3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

学生生活をより充実したものとするため、また学生が主体的に活動できる環境について検討を行い、学生のニーズに合致した適切な支援をしていく。学生生活全般に関する学生の意見・要望については、「学生会」を中心とした学生団体の意見を汲み上げる仕組みを構築していく。ただ、学生個々のニーズや要望に関しては十分に把握していくことが難しいので、定期的に学生満足度調査を実施し、結果を分析・検証し、より多くの学生の個々の意見・要望に応える取り組みを行っていく。学生の経済的支援については、経済的に修学が困難な学生が増加している傾向にあり、その対策として今ある奨学金制度をより一層充実したものにするよう検討する。また、多様な学生が入学してきている現状から、留学生も含め学生生活の問題が更に複雑になり、多岐にわたることを予測し、これまで以上に全学的な支援体制を強化していく。

**2-8. 教員の配置・職能開発等****(2-8の視点)****2-8-1. 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置****2-8-2. 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み****2-8-3. 教養教育実施のための体制の整備****(1) 2-8の自己判定**

自己点検・評価項目 2-8 を満たしている。

**(2) 2-8の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)****2-8-1. 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置**

平成 23 年度の教員の現員数は表 2-8-1 のとおりであり、本学は、大学設置基準に定められた専任教員数を満たしており、教育目的及び教育課程に即した教員の配置を行っている。

教員構成を人数で見ると、兼任教員(非常勤講師)の割合は 71.5% であるが、これは美術・デザイン分野が刻々と変化していく中で、専門性を重視しながら学生のニーズに応え、教育効果を高めるうえで必要だと判断している。

表 2-8-1 教員数 (平成 23 年 5 月 1 日現在)

教授	准教授	講師	専任 計	兼任講師
14	22	5	41	103

## 教員男女比

専任教員		兼任教員		合計	
男	女	男	女	男	女
30	11	68	35	98	46

## 事務職員数 (平成 23 年 5 月 1 日現在)

専任事務職	非常勤職員	合計
56	27	83

**2-8-2. 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み**

教員の採用・昇任については、「成安造形大学教員・採用・昇任規程」において選考の基準、各職位の資格基準などを定め、教員構成の年齢的バランスに配慮し、また教育の現場である領域の意向を十分に尊重しながら、人事委員会において教員の最終学歴と学位、経歴、研究業績、教育業績、社会貢献などの審査を通じて判定されることになっている。

人事委員会の判定結果は、人事教授会(成安造形大学教授会規程第 条に基づく)の承認を得るとともに、理事会において付議され決定されることになる。教員評価については、教員による自己点検評価が挙げられる。これは平成23年度より実施したもので、授業、研究、学務などについて専任教員が自己点検し、担当する委員会の公務遂行状況などを委員長が評価、募集活動への参加状況などを入学センター長が評価をしたうえで、領域長、学長補佐が1次評価を行い、学長が最終評価を実施する。その評価結果を踏まえ、学長がすべての専任教員と個別面談を実施し、教員個々の大学教育に対する考え方や実際の教育研究活動状況の把握に努め、資質・能力向上の助言を行っている。

FD活動については、平成22年度より従来の「自己点検・FD委員会」を「自己点検評価委員会」と「FD委員会」に委員会機能を分化し、組織的にFD全般に取り組む体制を整え、教学委員会との連携を図りながら教員の資質、能力向上の取り組みを計画、実施に移している。平成23年度は、全学FD研修会として前期と後期に各1回実施し、前期のFD研修会では「多様化する学生への支援について」として外部講師による講演や課題ごとにグループ研修を行った。後期のFD研修会では、全体研修として4つの課題に対する報告を実施した。また、領域ごとに指導方法、評価基準などを全教員に対してプレゼンテーションを実施。与えられた課題に対して分科会などがプログラムとして設定され、分科会の報告書は各教員へ配布され、議論された内容が共有化されている。FD研修会での課題、報告は以下の通りである。

(1) 前期FD研修会グループ研修課題

- ①学生対応の実際・体制づくり
- ②留学生への支援、障がい学生への支援の実際
- ③授業運営を考える① 授業時間の確保について
- ④授業運営を考える② 評価の基準について

(2) 後期FD研修会報告

- ①総合基礎演習の開設と現状・教養演習科目の実際について
- ②各領域実践報告「学生への個人指導・面談体制の実際」
- ③他大学視察見学報告
- ④学生満足度調査報告「グループ聞き取り方法とアンケート方式による調査」

### 2-8-3. 教養教育実施のための体制の整備

本学の教養教育の主体は、「芸術の基本は人間そのものにある」との観点から、「人間学講座」と称し、その教員組織を設け、常にその在り方などについて検討している。この「人間学講座」を本学の教育課程の大きな柱の一つとして、教養教育の充実を図るとともに、各領域で学ぶ学生をより深化・発展させるためのサポートを中心に、デザイン・美術の各個別分野を有機的につなぐ基礎的な学問領域として位置付けている。社会の動向や学生のニーズは様々に変化しており、これらに合わせたカリキュラムの構成・科目設定の見直し、授業方法の改善が必要である。そのために自分の将来の姿を現実近づけるためのキャリア支援科目と大学の基本理念である「芸術による社会への貢献」を実現させるための造形プロデュース科目を導入している。また、学びの基礎、考え方の基礎、コミュニケーション力の基礎などを養成するために教養演習科目を導入している。

### （3）2－8の改善・向上方策（将来計画）

教育課程を遂行するために必要な教員は確保されており、適切に配置されているが、今後は開学以来改善を重ねてきた教育内容を引き続き継承・発展させていく上で、カリキュラムとの整合性や教員の専門分野と年齢構成、職位のバランス及び今後の芸術学部の将来計画など、多面的な視点からより有能で優れた教員を中長期的な計画に基づいて採用していく。教員採用においては、必要とする専門分野の研究能力だけでなく、学生への教育指導力、社会的活動などに注視した総合的な判断の下採用していく。教員の資質・能力向上のためには、現在実施している教員の「自己点検・評価」の仕組みをより分かり易く、また細分化するとともに、FD委員会による研修を更に積極的に展開する。

**2-9. 教育環境の整備****(2-9の視点)****2-9-1. 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理****2-9-2. 授業を行う学生数の適切な管理****(1) 2-9の自己判定**

自己点検・評価項目 2-9 を満たしている。

**(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）****2-9-1. 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理**

校地・校舎および施設・設備・設備等の教育環境については、それぞれに設定された基準を十分満たすとともに、教育目的達成のため適切に整備されている。

**【校地・校舎】**

本学キャンパスは琵琶湖と比叡山に囲まれた緑豊かで自然に恵まれた地に設置されている。校地・校舎の現況は表 2-9-1 の通りであり、大学設置基準上必要とされている校地・校舎面積を十分に満たしている。

表 2-9-1 校地・校舎の面積

区 分	収容 定員	校 地			校 舎		
		基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
成安造形大	990名	9,900	52,819 m <sup>2</sup>	42,919 m <sup>2</sup>	9,425	14,242 m <sup>2</sup>	4,817

※基準校地面積（大学設置基準第 37 条）

収容定員  $990 \times 10 \text{ m}^2 = 9,900 \text{ m}^2$

※基準校舎面積（大学設置基準第 37 条の 2）

$(\text{収容定員 } 990 - 800) \times 3,140 \div 400 + 7933 = 9,425$

**【附属図書館】**

附属図書館は、学生の制作や学習補助のため、総合（一般）、美術、イラスト、空間デザイン、メディア関連、図書や雑誌、視聴覚資料などを所蔵しており、閲覧室にある資料は自由に手に取って試みることが出来ます。所蔵資料は、館内に設置してある検索用のパソコンや、ネットからも検索することが出来ます。課題の調べものもとより、制作のヒントや論文の研究など学生の様々なニーズに応えられるよう、また「感性としての造形」から「知性としての造形」へと学生を導くよう蔵書を揃えています。図書館の開館時間は表 2-9-2 の通りである。

表 2-9-2 図書館の開館時間

	開 館 時 間	
附属図書館	月～金 10：15～19：	土 10：15～17：00

## 【情報メディアセンター】

情報メディアセンターは、コンピュータやカメラなどのメディア機器を使用しておこなわれる授業をはじめ、学生・教職員の制作や研究を機材・施設・技術面からの支援を行っている。機材貸出や施設使用の手続など窓口業務のほか、それらの日常的なメンテナンスをおこなっている。また、写真・映像・印刷・ネットワークといった各メディアに詳しい専門スタッフを配置し、技術的な質問や機材のトラブルなどにも対応している。こうして、学内の機材・施設の管理を一元化することから、それらを効率的に活用できるよう環境整備をし、その一方で蓄積したノウハウを学内の様々な研究・発表活動のサポートにも活かしている。また情報メディアセンター独自の活動として、メディアやアートを軸にした多様な講演会、展覧会などの企画・制作も行っている。情報メディアセンターが管理する施設の中で、学生が自由に使える施設と機材として表 2-9-3 があります。

表 2-9-3 自由に使える施設と機材

施 設 名	機 材	
コンピュータルーム A	Macintosh<OS10.5>コンピュータ	35 台
	A4 スキャナ	18 台
	PostScript モノクロレーザープリン	2 台
	カラーインクジェットプリンタ	1 台
コンピュータルーム B	Windows<7>コンピュータ	30 台
	A4 スキャナ	9 台
	モノクロレーザープリンタ	2 台
	カラーインクジェットプリンタ	1 台
コンピュータルーム C	Macintosh<OS10.5>コンピュータ	22 台
	A4 スキャナ	11 台
	A3 スキャナ	1 台
	フィルムスキャナ	1 台
	PostScript モノクロレーザープリン	2 台
	カラーインクジェットプリンタ	1 台
インターネットカフェ	Macintosh<OS10.6>コンピュータ	4 台
	Windows<7>コンピュータ	6 台
	モノクロレーザープリンタ	1 台

また、本学はライセンス制度を導入しており、情報メディアセンターが各コースの機材・施設を集中管理し、ライセンス制度に基づいた貸出をおこなうことにより、他コースの所有であってもライセンスを取得すれば自分の制作に必要な機材・施設が使用することができる。ライセンスは次の 2 つに大別される。

## (1) 全学共通の F ライセンス (ファーストライセンス)

F ライセンスには、「機材 F ライセンス」「大型出力 F ライセンス」「白スタジオ F ライセンス」「ブロードキャスティングスタジオ F ライセンス」があり、いずれも情報メディアセンター主催の講習会を受講することで取得できる。

## (2) コース固有の各種専門ライセンス

コース固有の各種専門ライセンスは、写真や映像など各専門コースが個別に所有し、情報メディアセンターに管理が委託されている機材・施設を使うためのライセンスであり、A・B・C のランクがあり、所定の授業を受けることで段階を追って取得することができる。

情報メディアセンターの開館時間は、表 2-9-4 の通りである。

表 2-9-4 情報メディアセンター開館時間

	開 館 時 間	
情報メディアセンター	月～金 11：30～19：	土 閉館

**【造形センター】**

平成 22 (2010) 年度より、全領域の学生が利用できる「造形センター」を設置。ここには、鉄工ラボ、版画ラボ、造形ラボの 3 つのラボがあります。鉄工ラボは、金属加工に特化した実習施設であり、ライセンス講習を受講すれば全学生が利用できます。彫刻作品やオブジェの制作はもちろんのこと、家具や照明器具、ロートアイアン、工芸雑貨の制作など利用目的は様々であり、安全管理から授業のサポート、個別の指導まで、総合的な技術サポートを行っています。版画ラボは、版画教育、印刷実習の場として活用されている施設です。木版画、銅版画、リストグラス、シルクスクリーンといった 4 版種の研究とともに、印刷メディアに関する研究機関としての役割を担っています。授業でライセンスを取得すれば、授業外でも使用は可能です。また、高大連携の授業や市民講座の版画実習の場としても活用されています。造形ラボは、木工・樹脂・塗装の作業をおこなうための施設です。常駐する技術スタッフの指導と安全管理の下、課題制作や自主制作でも積極的に活用されています。

**【室内施設】**

成安体育館を設置し、授業時以外は午前 9 時から午後 10 時まで使用が可能であり、クラブ・サークル活動にも積極的に利用がされています。(日曜・祝日は午後 6 時まで)

**【食堂・購買】**

学内食堂、購買部を設置し、学生の生活面での支援を行っている。学内食堂は、約 200 人が同時に食事を楽しむスペースを確保している。営業時間は、午前 10 時から午後 7 時 (土曜日は午後 3 時まで) までで、授業終了後も利用することができる。購買部では、制作に必要な教材・教具等が市価より安く購入できるとともに、軽食も販売している。本学グラウンド南側にあるカフェテリア「結」は、平成 16 (2004) 年に建築から内装まで本学の学生が主体となって、すべてをセルフビルド (自力建設) で完成させたカフェテリアであり、広く一般にも開放されており、学生や教職員、地域の方たちの憩いの場となっている。

以上のように本学では教育環境の整備は十分整っているといえる。

施設・設備の安全性・利便性については、「建築基準法」「消防法」「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等に基づき維持、運用、管理を行っている。バリアフリーについては、一部スロープの設置をおこなっているが、教育研究施設の安全な環境維持の観点から本学の施設改修計画の中で段階的に取り組んでいく。施設・設備に関する学生からの意見等を反映させる仕組みとして、学生満足度調査がある。平成 23（2011）年度実施の調査では、図書館の開館時間に対する意見が多かったことにより、平成 24（2012）年度より閉館時間を現状の午後 7 時から午後 8 時に変更する予定である。

### 2-9-2. 授業を行う学生数の適切な管理

質の高い少人数教育を行う本学では、適正な規模で授業運営を行っている。特に、本学は演習・実習科目において受講者の多い場合は、クラス分割を行っている。講義科目において受講者が多い場合は、クラス分割を行うか、上級生を優先して履修登録をした上で下級生は抽選により履修登録を行っている。また、主に新生を対象としたコンピュータ基礎演習は、入学時にコンピュータに係るアンケートを実施し、初心者、初級・中級とに区分し少人数教育を行っている。

### （3）2-9の改善・向上方策（将来計画）

校地・校舎面積は、十分な広さを確保しており、今後大学の定員増が計画されても、学生 1 人あたりの基準面積に不足が生じることはないとする。ただ、一部校舎では建築後 20 年を迎える建物もあり、設備を含め不具合が生じる場合は、学生の健全な教育環境を保持するため、適時対応をしていく。また、大掛かりな改修等が必要になる場合は、理事会の承認のもと合理的かつ計画的に整備を進めていく。情報関連設備については、既存のコンピュータの効率的な運用方法を検討していくとともに、設備計画の下、適時入替等を行っていく。施設設備の安全性については、日々点検を行っているが、今後もきめ細かな点検が必要とする。

授業をおこなう学生数に関しては、教育的効果に配慮した学生数となっている。今後は現状を維持しつつも、より一層効果的な学修という観点から授業の適正人数を検討・調整し、教育効果を高めていきたい。

### （4）2の自己評価

本学は、「芸術による社会への貢献」という基本理念の下、定められた教育の目的を達成すべく、「3つのポリシー」を明確にし、充実した学生生活、時代のニーズに応えられる教育内容を確保している。

教育課程は、年次ごとに深化する専門科目に対応できる能力の養成を基盤に据えながら、学生が意欲をもって能動的に学ぶことができるカリキュラム編成となっている。単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は、学則によりその基準を明らかにし、厳正に適用している。

就職支援に関しては、キャリアサポートセンター運営委員会を軸に、学生支援部門キャリアサポートセンター担当職員が中心となって行っており、ガイダンスや個別面接、学内企

業説明会などを開催している。

教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫は、卒業制作展などの学外で開催する事業により外部評価を得ている。また、教員は「授業アンケート」等の調査結果によりフィードバックされた内容を活用し、シラバスに反映させ、授業方法を含めて学修指導等の改善に取り組んでいる。

学生生活の安定のための支援として、教学委員会、学生支援部門、学生相談室、保健センター等が組織されている。

本学は、大学設置基準を上回る教員数を配置している。また教員の採用・昇任については、規程に即して厳正に運用されている。

FD 活動については、毎年、年間計画を立て、教員の資質・能力向上に向けての取り組みを計画・実行している。

以上のことから、本学は教育面、学生生活面において総合的で適正な学修・育成を行っている。ただし、今後必要とされる改善点を十分に検討し、教育の質の向上を図り、学生の満足度向上と社会のニーズに合った教育研究を継続していくため、大学全体としての組織的な PDCA サイクル体制の構築とその運用などが今後の検討課題であり、早急に検討を要する。

### 3. 経営・管理と財務

#### 3-1. 経営の規律と誠実性

##### (3-1の視点)

##### 3-1-1. 経営の規律と誠実性の維持の表明

##### 3-1-2. 使命・目的の実現への継続的努力

##### 3-1-3. 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

##### 3-1-4. 環境保全、人権、安全への配慮

##### 3-1-5. 教育情報・財務情報の公表

##### (1) 3-1の自己点検・評価

自己点検・評価項目3-1を満たしている。

##### (2) 3-1の自己判定の理由(事実の説明および自己評価)

##### 3-1-1. 経営の規律と誠実性の維持の表明

###### 【事実の説明】

###### 【1】本法人の目的と法令遵守

成安造形大学の設置者である学校法人京都成安学園(以下、「本学園」という。)は、「学校法人京都成安学園寄附行為(以下、「寄附行為」という。)」第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」とし、その目的を明確にしている。本学園の経営は、教育基本法及び学校教育法、ならびに関連法令を遵守し、法令の趣旨に従って経営されている。

###### 【2】諸規程、組織の整備

本法人は、「学校法人京都成安学園理事会運営規程」において、理事会における決議方法、付議事項など理事会運営に関わる事項を規定しているほか、「学校法人京都成安学園管理運営規程」においては、管理運営の根拠、経営ならびに管理運営の根本となる諸規程の管理や組織、職位等について規定、経営や学校運営の規律性の維持に努めている。

一方、法人の経営や設置校の運営に係る次の重要事項は、寄附行為によって予め評議員会に諮問して意見を聴くこととしており、その経営や運営の客観性の維持も図っている。

①予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 ②事業計画 ③予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ④寄附行為の変更 ⑤合併 ⑥目的たる事業の成功の不能による解散 ⑦寄附金品の募集に関する事項 ⑧その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

###### 【3】建学の精神、校訓と大学の基本理念(教育理念)

本学園の建学の精神「成安」、本学園の校訓「誠と熱」、そして本学の基本理念(教育理念)である「芸術による社会への貢献」を尊重し、私立学校としての自主性、自立性を確

立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規程を整備し、高等教育機関として社会の要請に応え得る経営を行っている。

#### 【4】監事による監査

このような法人ならびに設置校の経営や運営をチェックするため監事を置き、月例で業務監査を行うなど、規律性の維持に努めている。

#### 【自己評価】

本法人は、教育基本法をはじめとする法令の尊重・遵守は当然のことであるが、学園としては、「建学の精神」、「校訓」によって学園の基本的な方針が定められているとともに、大学としては「基本理念（教育理念）」を明確に位置付けることによって私立学校としての自主性、自立性を確立している。また、教育機関に求められる公共性を高めるための諸規程ならびに組織体制を構築している。従って、経営の規律と誠実性は維持されているものと判断している。

### 3-1-2. 使命・目的の実現への継続的努力

#### 【事実の説明】

本法人は、「寄附行為」において「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うこと」を目的としている。また、本学は、「芸術による社会への貢献」を基本理念（教育理念）として掲げている。本法人ならびに本学では、その実現のために組織や組織規律、経営基本理念の明確化、危機管理体制の整備を行うとともに、法人全体の中長期経営計画を策定している。

#### 【1】組織

本法人は、「寄附行為」第 16 条において、「この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定され本法人の最高意思決定機関として位置付けられている理事会ならびにその諮問機関としての評議員会を設置している。

従来は、理事会のもとに法人事務局を設置して管理運営を行ってきたが、現在は、大学事務局の総務部門が、法人全体の総務、労務、経理、施設管理、企画調整等に関する業務を担っている。

#### 【2】組織規律

経営の規律・誠実性の根本となる職員（教育職員、事務職員の総称。以下同じ。）の規律性の維持に関しては、「職員行動規範」を作成し、主として次のような事項を明確にしてその遵守を全構成員に求めている。

- ① 服務心得 ② セクシャル・ハラスメント防止 ③ コンプライアンス ④ 公的研究費の管理・監査 ⑤ 研究活動行動規範 ⑥ 公的研究費の管理体制 ⑦ 公的研究費の不正使用の防止

とくに服務心得においては、「学校法人京都成安学園就業規則（以下、「就業規則」という。）」を改めて提示し、「職員は学園の建学の精神を理解し、職務の公共的使命を自覚し、この規則その他諸規程を遵守して、その責務を遂行するため、職務に専念しなければならない」（「就業規則」第 3 条）こと、「職員は、その職務遂行のため、自発的研修に励み、かつ、学校又は各種団体等の行う研修を受け資質の向上に努めなければならない」（「就業規則」第 4 条）、こと、「職員は、学園の施設、設備、備品尾及び図書等を大切に取扱い、諸

資材・消耗品及び経費の節約に努めなければならない」（「就業規則」第 6 条）とし、職務を遂行する上での基本的姿勢を明示している。

### 【3】経営基本理念

本法人の経営基本理念は、建学の精神を踏まえて、平成 16(2004)年に次の 6 つを経営基本理念として掲げ、共有することになっている。

- (1) 自立 自立の精神を涵養する
- (2) 思いやり 相手の立場を思いやる
- (3) 個性 個性を尊重する
- (4) 創造性 創造の精神を高める
- (5) 挑戦 新しいことに挑戦する
- (6) 生き甲斐 使命を全うすることを生き甲斐とする

### 【4】危機管理

本学では、全学的な危機管理体制を整備すること、対応の不十分な危機に対して必要な対策を講じること、職員の危機管理意識を向上するため教育・訓練を実施すること、危機管理に対する活動状況や結果を点検し見直す仕組みを構築することを危機管理の基本方針としている。

その上で、職員、学生及び学園資産等に被害が及ぶおそれがあるさまざまな危機を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的として、「成安造形大学危機管理基本マニュアル」を作成している。

このマニュアルにおいて、危機を一般的な事象・状態によって、①自然災害、②重大事故、③重大事件等、④健康機器、⑤施設内での災害・事故等、⑥海外における次県・事故の 6 つに分類。更に、形態的に、①運営リスク、②法規上のリスク、③財務的リスク、④名声に関わるリスク、⑤科学技術上のリスクの 5 つに分類して、それぞれについて危機管理対応を定めている。

また、本学では、このマニュアルに基づいて、危機管理委員会を設置し、情報収集、分析、防止等について検討している。

### 【5】中長期経営計画

本法人では、平成 23(2011)年度に平成 23(2011)年度から平成 32(2020)年度までの 10 年間の経営計画「第 1 次経営計画」を策定、毎年度進捗状況の確認と定期的な計画の見直しを行い、計画最終年度である平成 32(2020)年度に学園創立 100 周年を迎える本法人が、「新しい名門」として社会的な認知を得ることができるよう、そのための諸施策について提示している。

### 【自己評価】

本法人ならびに本学では、組織体制を改良するとともに構成員のモラルの維持・向上にも努め、また、中長期的な経営計画を示すことで法人・大学としてのビジョンを明確にするなど、その使命・目的の実現への継続的な努力を続けていると判断している。

### 3-1-3. 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本法人は、「学校法人京都成安学園コンプライアンス規程」を定め、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等各種法令遵守に取り組んでいる。また、「学校法人京都成安学園監事監査規程」に基づく監事による業務監査を毎月実施し、監事の理事会への陪席と報告により、法人全体の点検・改善に取り組んでいる。

さらに、大学における研究倫理に関しては、「成安造形大学における公的研究費の不正使用防止等に関する規程」「成安造形大学における研究活動に係る行動規範」等の規程において、適切な研究活動を実施するための指針を定めている。特に平成 23(2011)年度には、文部科学省の通知「研究機関における公的研究費の適正な執行等のための取組の徹底について（通知）」（23 文科振第 196 号）に基づき、専任教員及び特別任用教員を対象に、平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 23(2011)年 7 月 31 日までの公的研究費の経費処理に関する調査を実施した。その結果、不適切な処理がおこなわれていないことを確認し、文部科学省に報告している。

### 3-1-4. 環境保全、人権、安全への配慮

#### 【1】環境保全への配慮

本学は、クリーンで快適な学習・研究環境の整備・充実を図ることをめざして、キャンパス利用のマナーやルールを見直し、学内美化及びエネルギーの節約などに努めている。

具体的には、次の項目の取り組みをおこなった。

- (1) 健康増進法の施行に伴う「受動喫煙」の防止措置として、平成 23(2011)年 9 月 14 日より喫煙場所を学内 4 箇所と指定している。
- (2) ゴミ捨てマップを作成し、ごみの分別・リサイクルに取り組んでいる。
- (3) 省エネルギー活動への取り組みを実施。
  - ①夏期冷房の温度は 28℃、冬期暖房は 20℃に設定
  - ②事務室や研究室などにおいては、暖房使用時間を制限
  - ③事務室内は夏期昼休み入口部分を残して、11 時 30 分～12 時 30 分のみ消灯する。
  - ④夏期クールビズ実施期間は、さらなる軽装の実施。
  - ⑤事務職員における残業時間の抑制(18 時 30 分以降の残業を原則禁止。やむを得ず残業する場合はエアコンを使用せず、照明も必要最低限の箇所に止める。)
  - ⑥キャンパス内における外灯の点灯時間の抑制。
  - ⑦エコ・メッセージポスターデザインを公募・最優秀受賞者作品を学内に掲示。

#### 【2】人権への配慮

人権への配慮については、「学校法人京都成安学園セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する規程」及び「成安造形大学人権委員会規程」を設け、各種ハラスメントの防止と人権意識の高揚に努めている。特に、平成 23(2011)年 8 月 9 日実施の F D 研修会において、本学園理事でもある弁護士岩本洋子氏を講師として「ハラスメントを未然に防ぐ」と題した講演を組み、注意喚起をおこなった。また、学生に対しても「平成 23 年度成安手

帖」及び「成安情報サービス」にセクシュアル・ハラスメント等相談窓口及び相談員を掲載し、メールや対面相談などにより、いつでも対応できる体制をとっている。

### 【3】安全への配慮

安全への配慮については、「成安造形大学危機管理基本マニュアル」及び「成安造形大学消防計画」を策定し、想定しうる危機を未然に防ぎ、かつ、発生時の被害を最小限に止めるべく体制を整えている。

防犯対策としては、正面入口の守衛室窓口において、来学者の記帳及びゲストカードの配付をおこない、学生用駐車場の入口には防犯カメラを設置し、不審者の侵入を防いでいる。守衛室を始め学内警備は、警備会社に業務委託しているが、平成 23(2011)年度より守衛室における受付業務の強化を目指し、平日の午前 9 時から午後 5 時まで専任職員を 1 名配置し、警備会社との連携強化を図っている。近隣での不審者情報等は、学内掲示で注意喚起するとともに、「成安情報サービス」を介し、全学生及び教職員に緊急告知している。

また、AED は、平成 23(2011)年度より 2 台増設し学内 3 箇所に設置している。平成 23(2011)年 4 月 21 日と 5 月 27 日には教職員と学生を対象に、AED の使用方法に関して、外部講師による実習形式の講習会を実施した。

### 3-1-5. 教育情報・財務情報の公表

平成 23(2011)年 4 月 1 日より改正施行された学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項各号に規定されている教育情報については、本学ウェブサイト上の「情報公開」で表 3-1-⑤-a の内容を公表している。

表 3-1-5-a

学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項	本学公表内容
1. 大学の教育研究上の目的に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>成安造形大学基本理念（教育理念）</li> <li>学部学科の名称／構成／目的</li> </ul>
2. 教育研究上の基本組織に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度 組織図</li> </ul>
3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度成安造形大学運営組織図・教員組織</li> <li>平成 23 年度専任教員紹介</li> <li>平成 23 年度教職員数（専任教員数／教員一人当たりの学生数／年齢別・職階別教員数）</li> </ul>
4. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）</li> <li>平成 23 年度入学者数・編入学者数・入学者数推移</li> <li>平成 23 年度収容定員・学生数・収容定員充足率</li> <li>平成 23 年度社会人学生数、留学及び海外派遣学生数</li> <li>平成 22 年度卒業生数、学位授与数、進学・就職者数／主な就職先（平成 22 年度卒業生）</li> <li>平成 22 年度退学者数・除籍者数・中途退学率</li> </ul>

5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること（※教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度学修案内（授業科目、授業の方法・内容、授業計画、履修モデル等）</li> </ul>
6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績評価基準、卒業認定基準</li> </ul>
7. 校地・校舎等の施設及び修了の認定に当たっての基準に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>校地・校舎面積、キャンパスマップ、施設概要</li> <li>アクセスマップ</li> </ul>
8. 授業料、入学料その他大学が徴収する費用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業料、入学料、その他納付金等</li> </ul>
9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 成安手帖</li> <li>学生サポート</li> <li>留学生支援、ノートテイカー</li> </ul>
その他（上記指定項目以外の公表事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流・社会貢献等の概要</li> <li>成安造形大学学則</li> <li>成安造形大学教授会規程</li> <li>成安造形大学自己点検、評価規程</li> <li>成安造形大学芸術学部設置届出書</li> <li>成安造形大学芸術学部設置に係る設置計画履行状況報告書</li> <li>平成 22 年度大学機関別認証評価自己評価報告書</li> <li>平成 22 年度大学機関別認証評価評価報告書</li> <li>大学教育、学生支援推進事業（就職支援推進プログラム）</li> <li>学校法人京都成安学園セクシャル・ハラスメント等の防止に関する規程</li> <li>学校法人京都成安学園コンプライアンス規程</li> </ul>

また、財務情報についても、文部科学省の「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（16 文科高第 304 号）に則し、学校法人京都成安学園書類閲覧規程を制定し、本学事務室及び成安幼稚園事務室において閲覧体制をとるとともに、本学ウェブサイト上の「情報公開」においても公開している。ウェブサイト上の「情報公開」では、私立学校法第 47 条に規定されている項目以外に、「平成 20 年度～平成 22 年度 財務の経年比較」及び「平成 22 年度 決算の概要」を公開し、積極的な財務情報の公表に努めている。

### （3）3－1 の改善・向上方策（将来計画）

本法人ならびに本学では、その使命・目的の実現に向けて、継続的な取り組みを実施しており、教育機関としてその公共性を維持するための体制を構築している。しかしながら、私学を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中で、本学の教育研究の質保証とその向上を

図ること、建学の精神やその使命・目的に沿った特色ある教育研究を推進することについては、第 1 次経営計画を着実に履行し、またそれを不断の努力で点検・見直すことが極めて重要であると認識している。そのため、平成 24(2012)年度終了時点で、第 1 次経営計画の全面的な見直しを実施する。

一方、危機管理に関する対策については、「成安造形大学危機管理基本マニュアル」等に基づき順次整備を行ってきたが、監事監査において、情報資産に対する危機管理が未整備である旨の指摘を受けている。次年度は、学園全体で情報資産の管理について検討していく方針である。また、情報の公表においては、次年度ウェブサイト更新時にトップページから「情報公開」のページへリンクが可能となるよう計画している。

### 3-2. 理事会の機能

#### (3-2の視点)

#### 3-2-1. 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1) 3-2の自己点検・評価

自己点検・評価項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

#### 3-2-1. 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 【事実の説明】

##### 【1】理事会

私立学校法第 36 条に定められているように、本法人は、「寄附行為」において理事会を法人の最高意思決定機関と規定している。すべての理事が本法人の経営や設置校の運営に責任をもって参画し、かつ、機動性、即応性をもって意思決定ができるように、8 月を除き、原則として毎月 1 回開催している。理事会の法人経営上、もしくは設置校の運営上の意思決定を補佐する機能は大学総務部門が担当しており、経営判断に要する経営情報や設置校の運営に関する情報の提供、施策の調査研究などの業務を行っている。なお、理事会に付議すべき事項は、「理事会運営規程」において次のように定めている。

- ①寄附行為の変更、及び主務大臣又は知事等に認可申請を要する事項 ②学園の運営に関する事項 ③財務計画、その他長期経営計画に関する事項 ④校地、校舎等土地建物に関する事項 ⑤教育及び研究に関する重要事項 ⑥教育及び研究上の施設、設備に関する事項 ⑦法人の事業に関する事項 ⑧重要な規則、規程の制定、改廃に関する事項 ⑨予算及び決算に関する事項 ⑩借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）に関する事項 ⑪基本財産の処分に関する事項 ⑫運用財産中の不動産の処分に関する事項 ⑬運用財産中の積立金の処分に関する事項 ⑭不動産の買受に関する事項 ⑮予算外の新たな義務の負担又は権利放棄に関する事項 ⑯寄付金及び学園債等の募集に関する事項 ⑰学費並びに校納金に関する事項 ⑱職員の採用、表彰、懲戒、解職等重要な人事に関する事項 ⑲職員の給与、服務、厚生福利に関する重要な事項 ⑳職員組合との交渉に関する事項 ㉑評議員会に提出する議案に関する事項 ㉒法令及び寄附行為に定められた事項 ㉓理事会構成員から理事長に対し提議された事項 ㉔以上のほか、特に理事長が必要ありと認めた事項

また、監事のうち 1 人は常時理事会に出席、また、事業計画ならびに予算、事業報告ならびに決算を審議する理事会には、2 人の監事が出席し、法人の業務監査を行っており、機能している。

##### 【2】理事の選任等

本法人の理事定数は、「寄附行為」において 6 人以上 12 人以内と定められており、現員は 7 人である。理事のうちには、その配偶者又は 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれていない。理事の選任区分は、「寄附行為」第 7 条第 1 号理事「成安造形大学長」、第 2 号

理事「評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人以上 3 人以内」、第 3 号理事「学識経験者のうちから理事会において選任した者 3 人以上 8 人以内」となっている。理事の任期は、第 1 号ならびに第 2 号理事を除き 4 年である。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任する。また、理事のうち 1 人を、理事会において理事総数の過半数の議決により常務理事に選任することができ、現在、常務理事を選任している。

### 【3】監事の選任等

本法人の監事定数は、「寄附行為」において 2 人以上 3 人以内と定められており、現員は 2 人である。監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。監事の任期は 4 年である。

### 【4】理事会の開催状況

平成 23(2011)年度の理事会の開催状況は表 3-2-1 のとおりであり、計 15 回開催し、理事の出席率は 95.2%であった。理事の出席状況について、問題はなかったものと判断している。

表 3-2-1 平成 23(2011)年度の理事会開催状況と理事の出席状況

回	開催日	出席 理事数	出席率 (%)
1	4 月 1 日 (金)	5	71.4
2	4 月 22 日 (金)	7	100.0
3	5 月 28 日 (金)	7	100.0
4	6 月 24 日 (金)	7	100.0
5	7 月 29 日 (金)	7	100.0
6	9 月 30 日 (金)	7	100.0
7	10 月 28 日 (金)	6	85.7
8	11 月 25 日 (金)	7	100.0
9	12 月 26 日 (金)	7	100.0
10	1 月 27 日 (金)	7	100.0
11	2 月 25 日 (土)	6	100.0
12	2 月 25 日 (土)	6	100.0
13	3 月 10 日 (土)	7	100.0
14	3 月 24 日 (土)	6	85.7
15	3 月 24 日 (土)	7	100.0
合計			95.2

注．本法人の理事現員数は 7 人である。

### 【自己評価】

理事会は、私立学校法に定められた規定については言うまでもなく、「寄附行為」ならびに「理事会運営規程」に基づいて、適正に運営されている。また、理事、監事の選任方法や定数・現員等についても適正である。理事会は原則月 1 回開催されていて、かつ、理事

の出席状況も良好であり、理事会の補佐体制も整っていることから、使命・目的の達成に向けて戦略的に意思決定ができる体制は整備され、機能していると判断している。

### （３） ３－２の改善・向上方策（将来計画）

#### 【１】理事会補佐機能の充実

本法人は、帰属収入の 9 割以上を大学部門が占めており、大学の運営が法人経営に重大な影響を及ぼす財務構造となっている。経営と教学の役割分担という従来型の組織運営を脱却し、最高意思決定機関である理事会と大学執行機関とが連携を密にして、教学の充実のための諸施策を講じ得る体制づくりを行う。

理事会が、機動的、戦略的な意思決定を行うためには、理事会の意思決定を補佐する機能の充実が欠かせず、可能な限り早期に事務職員・教育職員協働の企画立案組織の構築を目指す。

#### 【２】理事会、評議員会体制の刷新

本法人では、学園規模に見合う理事会体制を目指し、平成 23(2011)年度に寄附行為を変更して、理事定数ならびに評議員定数を削減した。内部理事と外部理事とのバランスは保たれていると判断しているが、理事、評議員ともに現員は定数上限までには達していない。著しく変化する社会の情勢を的確に把握するとともに、社会が本学に求める役割、本学に対する社会の評価などを法人や大学運営に活かすために、必要に応じて理事や評議員の新たな選任も視野に入れて、その機能強化を図る。

表 3-2-2 理事の選任方法、定員、任期及び現員

	定数	選任方法	人数	現員	
理事長	1 人	理事のうち理事総数の過半数の議決により選任	1 人	1 人	
常務理事	1 人	理事長を除く理事のうち理事総数の過半数の議決により選任	1 人	1 人	
理事	6 人以上 14 人以内	第 1 号	成安造形大学長	1 人	1 人
		第 2 号	評議員のうちから評議員会において選任した者	2 人以上 3 人以内	2 人
		第 3 号	学識経験者のうちから理事会において選任した者	3 人以上 8 人以内 (任期 4 年)	3 人

### 3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### (3-3の視点)

#### 3-3-1. 大学の意思決定組織の整備、権限の責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-2. 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### (1) 3-3の自己点検・評価

自己点検・評価項目3-3を満たしている

##### (2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-1. 大学の意思決定組織の整備、権限の責任の明確性及びその機能性

##### 【事実の説明】

教育研究に関わる事項については、芸術学科を構成している5つの専門領域の長と人間学講座長で構成される領域長会議と各種委員会において作成された原案を、月例の教授会や臨時教授会で審議し決定している。教授会においては、成安造形大学教授会規程、主要な委員会については各種委員会規程を設け、各々の役割を明確にして教育が円滑に推進できる運営体制を整備している。領域長（人間学講座長）及び各種委員会の委員長（座長）は専任教員の中から学長が任命する、もしくは各種委員会で互選している。会議招集に関し、各委員が参集しやすいよう金曜日を基本的な会議日に指定し、第1・2週の金曜日を領域長会議と各種委員会、最終週を定例教授会の開催日にしている。また、意思決定を円滑に推進するために、学長の諮問機関として総合戦略会議を設けている。「総合戦略会議」は学長、常務理事、学長補佐、主任領域長、入学委員長、事務局主管で構成し、大学の基本理念を念頭に置いたうえで、本学の運営及び将来計画に関する重要事項について協議、検討している。また、教育研究活動を円滑に推進するために全学的な周知が求められる重要事項について、学長自らが確認・説明するための会議でもあり、必要に応じておおむね月2回程度開催している。

##### 【自己評価】

協議機関である領域長会議や各種委員会で詳細な事項を十分に議論され、必要に応じて総合戦略会議に諮られた事項が大学の最高決定機関である教授会で議決されており、円滑な教育研究に必要な運営体制は、適切に整備されており、権限と責任の明確化や機能性は確保されていると判断している。

#### 3-3-2. 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### 【事実の説明】

学長は、議長を務める教授会において、当年度における大学の運営方針を年度初めに伝え、教員に周知徹底している。次に学長の諮問機関として総合戦略会議を設けている。学長が議長となる総合戦略会議は、本学の運営及び将来計画に関する重要事項について協議することと、各機関会議から教育研究活動を円滑に推進するために全学的な周知が求められる重要事項について、連絡や報告することの2つの機能を有しており、学長が大学とし

ての意思決定や最善策を判断するにあたって、重要な役割を果たしている。また、3名の学長補佐を配置し、総合戦略会議などであがった重要課題について、敏速かつ集中して検討するために、各学長補佐に課題を分担し、その対応に努めている。

#### 【自己評価】

大学の最高の意思決定機関である教授会や学長の諮問機関としての総合戦略会議は適切に機能していると判断している。また、学長補佐を3名配置していることで、幅広い視野で大学運営を見渡せ、適切な課題の抽出とその対応策が検討されていると判断している。

#### （3）3－2の改善・向上方策

多様な学生や社会のニーズに対し、現行のように各種委員会で細分化して個々の対応策を検討するだけでなく、それぞれの事項を横断的かつ迅速に対応することが求められる。よって、領域長会議や各種委員会の役割を見直し、学内組織間のコミュニケーションを円滑に行うことにより、組織の充実・連携を推進し、意思決定の迅速化を行う。

総合戦略会議は諮問機関としての機能を果たしているが、ボトムアップの議題に対する協議の割合が高く、戦略的な政策協議があまりなされていないので、トップダウンによる政策推進体制を整備する。

### 3-4. コミュニケーションとガバナンス

#### (3-4の視点)

3-4-1. 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-2. 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンス機能性

3-4-3. リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### (1) 3-4の自己点検・評価

自己点検・評価項目3-4を満たしている

#### (2) 3-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-4-1. 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

##### 【事実の説明】

学校法人の最高意思決定機関である理事会は、教学を代表する学長と学長補佐の2名を含む7名で構成されており、8月を除く各月において月例の理事会を開催し、学校法人京都成安学園理事会運営規程(以下運営規程)に基づく付議事項についての審議を行っている。特に予算編成など学校法人において、重要度の高い議案については、臨時理事会を開催し、多くの時間を費やして、念入りの協議を行っている。また、運営規程に定められた付議事項はもとより、当月に開催された教授会の開催状況及びその審議内容などは月例の理事会で報告されており、入学試験の募集状況や進路状況、学籍異動など経営判断に必要な情報を理事会で共有し意思統一を図っている。また、中期財政計画など大学運営の指針となる重要な事項は、大学の教職員に対して理事長自らが説明する機会を設けて、教職員のモチベーションの向上と業務遂行の改善に繋げている。なお、理事は弁護士、企業経営者、有識者を選任しており、議題について、多角的に協議する体制を整えている。

##### 【自己評価】

経営と教学における責任を明確に分担しつつ、大学が抱える重要課題など必要な情報を共有することで、教学を代表する学長を、経営に関する最高責任者である理事長がサポートする体制が整備されている。また、大学運営に関わる意思決定のプロセスや経営に対する透明性が担保されており、管理部門と教学部門との連携を適切に行っていると判断している。

3-4-2. 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンス機能性

##### 【事実の説明】

平成22(2010)年度に策定した第1次経営計画における大学に関わる計画の進捗状況は総合戦略会議に適時報告され、理事会には中間報告として9月の月例理事会で報告されている。また、大学の運営状況を表し、今後の改善に繋げるために、各機関会議の総括と今後の課題について取りまとめたものを、年度末に総合戦略会議で報告されている。

監事の選考については、学校法人京都成安学園寄附行為（以下寄附行為）第 8 条に定めに従い、評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。2 名の監事のうち 1 名は常勤監事として、月に 1 度の月例監査において、設置する学校の運営が適正になされているかどうかについて、事務部門の担当者に対してのヒアリングや運営状況を記した資料の閲覧などの業務監査を行っている。また、公認会計士との連携を密にするため、会計の四半期及び中間監査時には、立ち合って情報交換を行っている。なお、常勤監事はすべての理事会と評議員会に出席し、その業務及び財産状況の監査に努め、必要に応じて業務監査の報告や意見を述べている。

評議員会は、理事会の諮問機関として、理事会に先立って寄附行為第 21 条の各号について、協議して意見を述べている。評議員の選考については、寄附行為第 23 条及び寄附行為施行細則第 3 条に定めに従い専任している。内訳は同規程第 23 条第 1 項第 1 号評議員として、本学教職員から 3 名、同条同項第 2 号評議員として、25 歳以上の本学卒業生から 2 名、同条同項第 3 号評議員として、学識経験者から 3 名を選任しており、計 21 名の評議員で構成している。なお、当年度は 5 月に事業及び決算報告、2 月に補正予算、3 月に事業計画、寄付金募集及び次年度当初予算について協議し、意見を述べている。

表 評議員会出席状況

	第 8 回	第 9 回	第 10 回
開催日時	5 月 28 日	2 月 25 日	3 月 24 日
出席者数	20 名(1 名)	18 名(5 名)	18 名(0 名)

※出席者数は回答書提出者を含む。( ) 内は回答書数。

### 【自己評価】

大学のトップである学長の諮問機関の役割を果たす総合戦略会議に、大学の運営管理状況が適時報告され、必要に応じ理事会へ審議もしくは報告事項として、議題になっていること、監事は法令並びに寄附行為を遵守し、公認会計士との連携を強化するなど、監査業務が機能していること、評議員会は法令並びに寄附行為等を遵守し、高い出席状況で多角的に協議されていることから、有効に機能していると判断している。

### 3-4-3. リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### 【事実の説明】

学長の諮問機関であり、教学部門と管理部門を実務的に繋ぐ役割を果たしている総合戦略会議は本学の運営及び将来計画に関して、各部門や機関会議から起案された事項について協議している。また、各機関会議から教育研究活動を円滑に推進するために全学的な周知が求められる重要事項について、総合戦略会議に逐一報告されており、学長は大学の運営に関わる重要な事項を全て把握し、必要に応じて理事会の議案として、審議もしくは報告がなされている。

理事長、常務理事と教学の最高責任者である学長、事務部門の主管が集まり、各部門の経営計画の進捗状況や各部署が所管する業務について、情報を共有するために理事長ミーティングを定例で月 1 回開催している。このミーティングで共有された事項は職員に伝達され、円滑な業務遂行と課題の解決に繋がっている。また、当年度は募集の安定化に向け、

学長から全教職員に対して募集対策の企画提案を募り、今後の募集活動を検討する上で、必要なアイデアが集約されている。

### 【自己評価】

経営の最高責任者である理事長は理事長ミーティングを通して、経営課題や計画の進捗状況を、教学の最高責任者である学長は、諮問機関である総合戦略会議を定期的で開催しており、リアルタイムで経営と教学の課題を一体として協議、連絡調整することができている。

### （3）3－4の改善・向上方策

理事会の構成人数が前年度に比べ、2名減少していることから、より一層の敏速な意思決定がなされているが、昨今の社会情勢を踏まえ、多角的な協議も必要であることから、財務や行政など重要な分野の担当理事を決め、適切な運営に努める。

機関会議などに対する総合戦略会議や監事、評議員会の果たすチェック機能は円滑な大学運営のみならず、大学に求められる社会からの要請に応えるために不可欠であり、監査体制をさらに強化するため、内部監査の充実に努める。

管理部門の最高責任者である理事長と教学部門の最高責任者である学長とコミュニケーションは円滑に行われているが、社会の要請に応えるべくより一層の連携を図るため、理事長ミーティングや総合戦略会議を組み合わせる新たな会議体や組織の体制づくりに努める。

### 3-5. 業務執行体制の機能性

#### (3-5の視点)

3-5-1. 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-2. 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-3. 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### (1) 3-5の自己点検・評価

自己点検・評価3-5を満たしている

#### (2) 3-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-1. 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による

##### 【事実の説明】

事務部門は大学の総務的な業務や経理などの法人業務を担当する総務部門、附属研究所の事務を担当する研究支援部門、募集事業や広報、入試執行を担当する入学広報部門、学生活動のサポートや教務全般、情報メディアセンターや図書館などを担当する学生支援部門の4部門で構成されている。入学広報部門は募集活動に直接繋がりはないものの、将来的な知名度向上やブランディングを見据えて、地域連携推進センターを編成し、専門のスキルを持った嘱託職員を配置し、地域貢献活動や受託事業、キャンパスが美術館の運営にあたっている。学生支援部門では、事務的な役割を果たす職員だけでなく、授業運営や学生の制作サポート、領域全体の運営など教育に直接携わる嘱託職員を10名、領域アシスタントを26名配置し、きめ細かなサポート体制を編成している。また、同部門内にキャリアサポートセンターを設置し、専門のキャリアカウンセラーを配置して、学生の進路支援にあたっている。なお、経費の削減と人材の確保に努めるため、総務部門の経理業務全般と学生支援部門の図書館業務を外部委託している。また、理事長自らが組織の基本と考える「談論風発」を具現化の取り組みとして、各部門同志が互いの業務を見ながら、常に連携を意識し、意見し合える風通しの良い環境を実現するため、事務部門のほとんどをワンフロアに集約している。

##### 【自己評価】

本学の使命や目的、基本理念を実現するための柔軟な組織編成を整備し、業務遂行に必要な適材適所の人材を配置ができています。

3-5-2. 業務執行の管理体制の構築とその機能性

##### 【事実の説明】

大学の事務局を構成する4部門には、部門全体の責任者である主管、その部門の中における各種業務の実行責任者である主査を管理職として全ての部門に配置している。学校法人京都成安学園管理運営先決規程において、業務の効率的な運営及び責任体制の確立を図るため、各職位がその職務遂行にあたり権限範囲を超える事項は、上位職位に決定及び承

認の決裁を必要とする先決事項を定めて、敏速かつ確な決裁システムを構築し、円滑な業務運営を行っている。

### 【自己評価】

各部門において、主査・主管が配置されていることで、円滑かつ敏速に業務遂行している。また、権限を委譲することで、各部門における起案に対する意思決定も早く、適切に機能していると判断している。但し、主管を窓口調整している案件が多く、実務レベルでの協議が不足しており、現状誤認に至るケースがあり、今後の改善が必要と認識している。

## 3-5-3. 職員の資質・能力向上の機会の用意

### 【事実の説明】

新規採用する職員に対して、学園の建学の精神や沿革、教育基本理念などを説明するオリエンテーションを学園歴史資料室で開催している。また、理事長から職務に当たる前に、経営ビジョンや活動目標、求める職員像、組織論を訓示している。事務職員の全体研修として、1年間で合計3回を実施している。第1回は4月に開催し、前年度に策定された第1次経営計画について、理事長自らが説明を行い、その周知徹底を図った。その後、安全衛生についての実務的な研修を行い、スキルの向上を図った。第2回は6月に開催し、増加している離学者への対応について、グループディスカッションを行い、その後、前年度の各部門で実施した事業の総括と、第1次経営計画の課題とその取り組みについて、説明を行い、情報の共有を図った。第3回は10月に開催し、文部科学省から講師を招聘し、現在の文部行政についての講演を行い、本学が置かれる環境と今後の対応策について、理解を深めた。

また、全体研修会とは別に、各部門で実務に必要な情報やスキルを習得するため、日本私立大学協会や一般社団法人などが主催する研修会やセミナーに適時参加するなど、多くの教職員を学外へ派遣し、優れた事例に触れる機会を持つよう努めている。

### 【自己評価】

新規採用する教職員に対する研修や、全体研修によるモチベーションの向上、外部団体主催の研修会やセミナーへの積極的な参加により、職員の資質・能力の向上など組織的に取り組みがなされていると判断している。

## (3) 3-5の改善・向上方策

適材適所に有能な人員を配置できているが、有期雇用の職員が増加傾向にあり、長期にわたる継続的な運営を考慮すると、定期的に専任職員へ登用する仕組みが必要であり、その整備に努める。

理事長ミーティングや主管レベルでの協議は定期的に行われているが、実行責任者である主査やそれを補佐する主事レベル同士の協議が盛んに行われていないため、起案などに閉塞感があり、その結果としてセクショナリズムを誘発しかねないので、実務者レベルでの会議や打ち合わせ、情報共有するための報告連絡会を定期的実施する。

本学独自のアドミニストレーターの養成に向け、体系的な研修システムを構築するため、更なる外部研修への積極的な参加に努める。また、管理職は業務の多様化や労務行政の動

向にも対応が必要であり、円滑な業務遂行及び適正な労務管理ができるよう管理職研修の充実を図る。

### 3-6. 財政基盤と収支

#### (3-6の視点)

#### 3-6-1. 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 3-6-2. 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

##### (1) 3-6の自己点検・評価

自己点検・評価項目3-6を満たしている。

##### (2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-6-1. 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 23 年度から平成 32 年度までを事業期間として、社会の変化に対応し得る学園の基盤の構築を目指して、学園と設置校のあるべき姿を創造し、その目標に到達するための道筋とすべく、「第 1 次経営計画」を策定し、その遂行にあたっている。この計画は、10 年間という長期間に及ぶことから、常に見直しを行うとともに、必要に応じて修正を行うこと、進捗状況についての管理を行うこととしている。

この経営計画では、本法人がこの 10 年間で取り組むべき事業について多角的に言及しているが、まだ 1 年目が終了した段階であり評価をするまでには至っていないが、平成 23(2011)年度中に着手した事業も多く、全学的な取り組みができているものと判断している。

#### 3-6-2. 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

財務比率をみると学生生徒等納付金比率（学生生徒等納付金/帰属収入）82.4%は平成 22 年度全国平均と比べると高いが、芸術系大学平均と近似の数値となっている。寄付金比率（寄付金/帰属収入）1.4%は同全国平均より低く、補助金比率（補助金/帰属収入）12.6%は高い。一方、人件費比率（人件費/帰属収入）55.3%は、全国平均を上回っている。

これらの数値には、本学が S P P（成安パーソナルプログラム）に象徴される個人指導や少人数のコース専門教育を実施していることが反映されていると考えられる。

平成 23(2011)年度の消費収支比率は 100%を超過しているが、帰属収支差額比率はマイナスとはなっていないため、収支バランスはおおむね良いと考える。

帰属収入の 9 割以上を学生生徒等納付金に依存している本法人の収入構造をみると、財政基盤を確立するためには、とくに大学における入学定員の確保が絶対的な条件であるとともに、寄付金や補助金など外部資金の占める比率を上げることも重要な課題であると考えられる。

その外部資金については、国庫ならびに地方公共団体補助金がその大部分を占めているが、学校法人として組織化した恒常的寄付金募集システム構築に向けた取り組みも計画している。とくに、寄付金の募集に強い影響力を持つ同窓会など既存の組織に加えて、役員・教職員の O B O G や大学卒業生の保護者の組織の設立を目指すなど、本法人や設置校（旧設置校を含む）の関係者で組織する団体を含めた外郭団体の整備を進めている。

さらに、平成 23(2011)年度より、キャンパスが美術館（学校法人創立 90 周年記念事業で整備した学内回遊式美術館）の運営を目的とした寄付金を大学在学学生保護者を対象として募集している。また、国の補助金や助成金などの獲得を視野に入れた施設・設備中期改修計画も策定している。

人件費については、役員、事務職員ならびに大学の教育職員においては平成 24(2012)年度から、また、幼稚園においては平成 25(2013)年度から、人件費の削減と上昇率の抑制を意図した給与制度の全面改定を実施する予定である。

現時点での収支のバランスは保たれていると判断しているが、18 歳人口の減少期を見据えて、学生数が減少に転じる場合に備えて、最大の支出項目である人件費の抑制に向けた施策の検討を開始するなど、財務基盤の確立に向けた取り組みを行っているものと判断している。

### **（3）3－6 の改善・向上方策（将来計画）**

第 1 次経営計画を着実に履行すること、常にその内容の点検・見直しを行うことで、重要な諸施策を適時的確に実行し、教育研究内容の充実と併せて、財務基盤の確立と財政の安定化を図る。

### 3-7. 会計

#### (3-7の視点)

#### 3-7-1. 会計処理の適正な実施

#### 3-7-2. 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 3-7の自己点検・評価

自己点検・評価項目3-7を満たしている。

##### (2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-7-1. 会計処理の適正な実施

本法人の会計は、「学校法人会計基準」ならびに同基準に準拠した「学校法人京都成安学園経理規程」、「学校法人京都成安学園経理規程細則」など諸規程に従って、処理されている。予算の編成及び実行並びにその諸手続きについては、「学校法人京都成安学園予算規程」、「学校法人京都成安学園管理運営専決規程」など諸規程に従って処理されている。

物品購入や支払いの際には、各担当者が「出金伝票作成依頼書」を作成し、証拠書類を添付して大学総務部門へ提出する。予算項目にない出金の場合は、「予算外支出申請書」が提出され、所属長、主管、学校長、常務理事、理事長の承認の後「出金伝票作成依頼書」が作成され、承認後、実行されることとなっている。

総務部門ではこの依頼書に従って出金伝票を作成して、専決規程などに規定された承認の後、業者等への支払いが行われ、会計データとして処理される。出金伝票の取りまとめ以降、勘定科目の付与、支払いデータ作成、計算書類の作成等については、民間の事業者へ委託し、処理している。

学費等納付金、補助金等の入金はほとんどが金融機関への振込みであるが、各金融機関の取引明細より会計データを起こす作業以降、業者へ委託している。なお、会計処理は、給与ならびに固定資産管理業務とともに、外部事業者へ外注している。

会計・給与・固定資産に関する事務処理を、専門知識を持つ外部事業者へアウトソーシングすることにより、より合理的・客観的な会計処理が行われ適切に処理している。

#### 3-7-2. 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人は、定期的に年5回（期首監査、第1四半期監査、中間監査、第3四半期監査、期末監査）、会計監査人（公認会計士）による会計監査を受けている。期中の会計処理、決算、帳簿と現金との照合などが主な監査の対象であるが、これ以外にも、会計業務に関する具体的な相談を行い、指示を受けている。

監事による監査は、月例監査（原則として毎月1回実施）の際に業務監査と併せて行われている。また、公認会計士による会計監査時には、監事（常勤）が監査に立ち会うことで、会計監査人（公認会計士）との間で情報の共有化を図っている。なお、監事による改善指導事項等については、監査報告と併せて付帯意見として提出され、理事会にも上程される。

会計監査人（公認会計士）による会計監査については、実施体制やスケジュールなども整備されており、また、学校法人の監事とも連携しているため、厳正に実施されているものと判断している。

### **（3）3－7の改善・向上方策（将来計画）**

本法人の会計処理は、「学校法人会計基準」、「学校法人京都成安学園経理規程」ならびに「学校法人京都成安学園経理規程細則」などの諸規程に従って処理されている。また、会計監査も、会計監査人（公認会計士）が年 5 回会計監査を実施している。

今後は、会計監査人（公認会計士）と監事との連携のさらなる促進と情報の共有化を図るための恒常的な仕組みの構築を目指す。

## 4. 自己点検・評価

### 4-1. 自己点検・評価の適切性

#### (4-1の視点)

#### 4-1-1. 大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価

#### 4-1-2. 自己点検・評価体制の適切性

#### 4-1-3. 自己点検・評価の周期等の適切性

#### (1) 4-1の自己点検・評価

自己点検・評価項目 4-1 を満たしている。

#### (2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

#### 4-1-1. 大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価

##### 【事実の説明】

成安造形大学の自己点検・自己評価は、平成 22(2010)年度に大学機関別認証評価（第 1 期）受審したことを契機として、新たに「成安造形大学自己点検・評価規程」を整備し、従来の自己点検委員会を廃止して自己点検・評価委員会を設置、評価項目についても見直しを行った。

本学は、「デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の理論、技能及びその応用を教授研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与することを目的」（「成安造形大学学則第 1 条」）とし、「芸術による社会への貢献」を基本理念（教育理念）として掲げている。

本学では、自己点検・評価について、11 の自己点検・評価基準を設けて、本学の目的と基本理念（教育理念）に基づいた教育・研究・社会連携の諸活動等についての自己点検・評価を実施することとしている。

現時点における本学の自己点検・評価基準は、1 建学の精神、基本理念ならびに教育理念、2 教育活動に関する事項、3 研究活動に関する事項、4 教員に関する事項 5 学生に関する事項 6 社会連携に関する事項 7 事務職員に関する事項 8 教育研究環境に関する事項 9 管理運営に関する事項 10 財政に関する事項 11 外郭団体に関する事項の 11 である。

##### 【自己評価】

本学の自己点検・評価は、認証評価の受審を契機として再構築したため、建学の精神や大学の基本理念（教育理念）を評価基準として取り入れ、また、他の評価基準についても大学の使命や目的を再認識・再確認するような構成となっていることなどから、使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価を実施し得る状態にはあると判断している。

#### 4-1-2. 自己点検・評価体制の適切性

##### 【事実の説明】

本学の自己点検・評価は、「成安造形大学自己点検・評価規程」に基づいて全学体制で実施している。同規程は、その第 1 条において、「成安造形大学学則第 62 条の定めに基づき、成安造形大学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的ならびに社会的使命を達成するために実施する、教育活動等に関する自己点検・評価に関する事項を定めることを目的とする。」と規定している。

##### 【1】自己点検・評価委員会の機能

本学の自己点検・評価は、同規程に基づいて設置する「自己点検・評価委員会」が実施主体となっており、以下に掲げる機能を有している。

①自己点検・評価項目の設定及び変更 ②資料の収集及び分析 ③学内の各機関に対する自己点検・評価の報告依頼及び提出された報告事項の確認 ④収集した資料及び提出された報告事項の確認 ⑤報告書の作成及び学長への提出 ⑥自己点検・評価のための調査研究 ⑦その他自己点検・評価の実施に関して必要な事項

##### 【2】自己点検・評価委員会の構成

自己点検・評価委員会は、教育職員としては学長補佐、主任領域長、教学委員長、人間学講座長、入学委員長、キャリアサポートセンター長、附属図書館長、附属芸術文化研究所長、附属近江学研究所長、情報メディアセンター長、事務職員としては主管職にある者、そして事務局長により構成されており、学内の主要役職者、主要機関会議の長、ならびに事務部局の責任者を網羅している。なお、委員長は、学長の任命制である。

##### 【3】自己点検・評価への全学的取り組み

自己点検・評価の実施に当たっては、自己点検・評価委員会が実施主体となり、学内の全ての機関・部署が協力して、それぞれの所管について分担して取り組むこととしている。

そのため、主要機関会議においては、年度ごとに当該年度の取り組みと課題について総括し、学長の諮問機関である総合戦略会議に報告している。かかる報告は、自己点検・評価の根拠資料として、あるいは年次で学園が作成し事業報告書として社会に公表する際のエビデンスとしている。

##### 【自己評価】

本学の自己点検・評価は、自己点検・評価委員会を実施主体として、学内の全ての部署ならびに主要機関会議が協力・連携する体制が整っており、また、評価項目についても大学の使命・目的に即したものとなっており、自己点検・評価体制の適切性は担保できていると判断している。

#### 4-1-3. 自己点検・評価の周期等の適切性

##### 【事実の説明】

平成 5(1993)年に開学した本学における自己点検・評価は、自己点検・評価検討委員会が学内の学科や諸機関における諸施策の検証と改革を実施し、平成 12(2000)年度に「造形知を求めて 成安造形大学自己点検・自己評価」を作成し公表、次いでその 2 年後の平成 14(2002)年度に自己点検・自己評価委員会が「自己点検・自己評価報告書」を作成して公表した。平成 14(2002)年度の報告書では、教育理念や目的等項目を新たに加え、また、学

生満足度調査の結果についても収録した。

平成 22(2010)年度の大学機関別認証評価受審を契機として、前述したように評価項目を含む自己点検・評価規程や自己点検・評価委員会を刷新し、自己点検・評価の実施体制を整備するとともに、同規程においてその実施ならびに結果の公表について「委員会は、自己点検・評価を毎年実施し、結果について隔年で報告書を作成して学長に提出するものとする。」「報告書は、学長が意見を付し、委員会の議を経たのち理事長に報告した上でこれを公表するものとする。」(同規程第 8 条)と規定している。認証評価(第 1 期)受審後の自己点検・評価の実施と公表については、次とおりである。

- ①平成 23(2011)年度を対象期間とする自己点検・評価は、平成 24(2012)年度末までに実施し学内に対して公表する。
- ②平成 24(2012)年度を対象期間とする自己点検・評価は、平成 25(2013)年度上期に実施し、平成 23(2011)年度を対象期間とする自己点検・評価と合わせて編集して 2 年度分を取りまとめて学内ならびに社会に対して公表する。

平成 25(2013)年度以降この周期で自己点検・評価を継続して実施することにより、平成 22(2010)年度から毎年、切れ目なく自己点検・評価を継続することとなり、大学設置基準の大綱化以降求められている大学の「質確保」のための恒常的な改善・向上体制を整備することができる。

## 【自己評価】

自己点検・評価を恒常的に行う制度と体制を整えており、現在、認証評価受審後最初の自己点検・評価を実施しているところであるが、自己点検・評価の周期等の適切性は満たしているものと判断している。

### (3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

高等教育機関として、学校教育法の定めに基づいて認証評価を受審することは当然のことであり、これから毎年積み重ねていく本学独自の自己点検・評価の結果を第三者機関の評価に委ねることは重要であると考えている。そのため、今後確実に自己点検・評価を履行する。

一方、自己点検・評価の結果を教育・研究・社会貢献・管理運営の改善とその質の向上のために活用する具体的な方法を早急に検討する必要がある、自己点検・評価委員会やFD委員会、そしてSDの企画担当部署である総務部門とが共同してその方策の協議を開始する。

また、評価項目については、目まぐるしく変化する大学に対する社会の期待や要請を真摯に受け止め、自己点検・評価委員会において第 2 期の認証評価の評価項目との整合性や本学独自の評価項目の導入などを考慮して見直しを行い、平成 24(2012)年度中に新たな評価項目の策定を行う予定である。

## 4-2. 自己点検・評価の誠実性

### (4-2の視点)

#### 4-2-1. エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

#### 4-2-2. 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

#### 4-2-3. 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

### (1) 4-2の自己点検・評価

大学機関別認証評価（第1期）の受審を受けて、成安造形大学自己点検・評価規程を改正して評価項目を全面的に改めた。現在、この新たな制度のもとで、認証評価受審後初めてとなる平成 23(2012)年度を対象期間とする自己点検・評価を実施しているところである。そのため、自己点検・評価項目 4-2 についての「自己点検・評価」については、その判断を保留する。

### (2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

#### 4-2-1. エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

#### 4-2-2. 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

#### 4-2-3. 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

### 【事実の説明】

#### 【1】エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学の自己点検・評価基準は、大学機関別認証評価（第1期）の受審を機に、その基準に準拠したもので、次のとおり 11 の基準を設けている。

- ①建学の精神、基本理念ならびに教育理念（建学の精神・基本理念・教育理念の周知、教育課程への反映）
- ②教育活動に関する事項（学部学科、領域、教養教育、教育課程、成績評価基準）
- ③研究活動に関する事項（附属研究機関、特別研究助成）
- ④教員に関する事項（教員数、教員構成、教員人事、授業担当時間、FD活動、教員評価）
- ⑤学生に関する事項（アドミッションポリシー、学生の受入、学生支援、就職進路）
- ⑥社会連携に関する事項（教育研究資源の社会への提供、産官学連携、地域貢献・連携、国際交流、社会的責務）
- ⑦事務職員に関する事項（組織編制、事務分掌、人事計画、資質向上（研修）、教育研究支援、事務職員人事考課）
- ⑧教育研究環境に関する事項（施設設備、バリアフリー、附属図書館、情報メディアセンター、耐震対策、環境への配慮、施設設備整備計画）
- ⑨管理運営に関する事項（学校法人・大学の管理運営体制、自己点検・評価、管理部門と教学部門との連携、外部資金の導入）
- ⑩財政に関する事項（財政状況、会計処理、予算・決算、中長期財政計画、財務情報の公開）
- ⑪外郭団体に関する事項（教育後援会、同窓会）

エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施することについては、平成 23(2012)年度を対象期間とする今般の自己点検・評価の実施に際して、自己点検・評価委員会として、「平成 24 年度自己点検・評価（平成 23 年度分）実施要項—成安造形大学自己点検・評価報告

書 平成 23 年度の作成」においてその指針を示している。また、具体的なエビデンスの表示方法についても同様に示している。

### 【2】現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

部署単位、あるいは機関会議単位での情報の蓄積、もしくは公的な統計調査の蓄積はある程度はあるものの、それらを全学において容易にかつ効率的に検索し利用できるような仕組みや、大学の現状を把握するための調査を実施したり、各種情報を系統立てて収集・分析する体制は、現状では整っていない。

### 【3】自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価の結果の学内や社会への公表については、「4-1. 自己点検・評価の適切性」の項目で既に述べたとおりである。

自己点検・評価の結果の学内共有については、教職員に配布するとともに理事会、教授会に報告することとしている。また、FD研修会やSD研修会において共有する場を設けることも検討している。

### 【自己評価】

#### 【1】エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施することについての指針は示してはいるものの、今般の平成 23(2012)年度を対象期間とする自己点検・評価においてそれが履行されているかについては、現時点ではその判断を保留する。

#### 【2】現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

情報の収集と蓄積はある程度進んでいるものの、そうした情報へのアクセスを容易にすることや、情報を利用しやすく汎用性の高い形式・方法で保管・管理し提供する段階にまでは至っていない。情報の分析についても同様である。

#### 【3】自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検・評価の結果の学内共有や社会への公表についての方針は決定しているものの、今般の平成 23(2012)年度を対象期間とする自己点検・評価においてそれが履行されているかについては、現時点ではその判断を保留する。

### (3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

#### 【1】IR (Institutional Research)

本学の自己点検・評価の誠実性をより高めるためには、「エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価」を担保するための「現状把握のための十分な調査・データの収集と分析」体制を構築する必要がある。このことについては、大学において情報を収集し評価・分析するIR部署の設置ならびにIR担当者の養成が不可欠である。それは単に、自己点検・評価への適用のみならず、学校法人や大学の運営には不可欠なものであり、速やかにその検討を開始する。

#### 【2】自己点検・評価結果の公表

「自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表」については、とくに社会に公表する際に、その公表方法、あるいは大学関係者以外の方の理解を助ける方法の検討などについて、平成 23(2011)・平成 24(2012)年度分の自己点検・評価の結果を社会に公表するまでの間に策定する。

### 【3】自己点検・評価項目の改定

本学は、「デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の理論、技能及びその応用を教授研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与することを目的」（「成安造形大学学則第 1 条」）とし、「芸術による社会への貢献」を基本理念（教育理念）として掲げている。

点検・評価項については、本学の目的と基本理念（教育理念）に基づいた教育・研究・社会貢献を推進するため、今後、自己点検・評価委員会において、公益財団法人日本高等教育評価機構の第 2 期の評価の基準に準拠し、それに本学の特色である社会貢献活動についての基準を加えた点検・評価基準を設定することを検討する。とくに、大学機関別認証評価（第 1 期、平成 22(2010)年度受審）を受けた改善・向上の状況を確認するため、大学機関別認証評価調査報告書（第 1 期）において「参考意見」とされた事項の改善状況については、新たに項目を設定する予定である。

#### 4-3. 自己点検・評価の有効性

##### (4-3の視点)

#### 4-3-1. 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

##### (1) 4-3の自己点検・評価

大学機関別認証評価（第1期）の受審を受けて、成安造形大学自己点検・評価規程を改正して評価項目を全面的に改めた。現在、この新たな制度のもとで、認証評価受審後初めてとなる平成23(2011)年度を対象期間とする自己点検・評価を実施しているところである。そのため、自己点検・評価項目4-3についての「自己点検・評価」については、その判断を保留する。

##### (2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

#### 4-3-1. 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

##### 【事実の説明】

自己点検・評価の結果の活用のために、PDCAサイクルの仕組みを確立することについては、前述したように、大学機関別認証評価（第1期、平成22(2010)年度受審）を受けた改善・向上の状況を確認するため、大学機関別認証評価調査報告書（第1期）において「参考意見」とされた事項の改善状況について項目を設定して、点検・評価の結果を受けた実施事項の評価を行うこととしている。

##### 【自己評価】

今般の平成23(2011)年度を対象期間とする自己点検・評価において、自己点検・評価項目全般について、PDCAサイクルの仕組みが構築でき、それが機能するかについては、現時点ではその判断を保留する。

##### (3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

従来の大学運営においても、当然、PDCAサイクルに沿った改善・改革はなされているものの、それが十分に機能していないのは評価（Check）が上手くできていないことに起因しており、そのため改善（Act）ができないこととなる。この状況では、PDCAサイクルは、理想的な形態である「らせん状」のプロセスにはならず、「計画」（Plan）と「実行」（Do）を徒に繰り返す悪循環に陥る。本学では、この悪循環により、同じ間違いや改善されない計画が繰り返される原因を評価と改善の悪循環にあると考えている。

こうした悪循環を断ち切るために、「計画」（Plan）が立案された背景、必要性、経緯などに関する情報を集約すること、「実行」（Do）段階において当該施策を推進する上で生じた事項や、担当部署・担当者が把握している様々な情報を集約すること、すなわちIR（Institutional Research）の機能を整備・確立し、必要な情報を根拠として「評価」（Check）段階に進める仕組み作りを早急実施することとしている。全学の主要な機関や事務部署

をほぼ網羅している自己点検・評価委員会が P D C A サイクル構築と運用の主体となり、遅くとも平成 25(2013)年度から全学的に導入する予定である。

## 5. 社会貢献

### 5-1. 社会貢献活動

#### (5-1の視点)

#### 5-1-1. 大学の使命・目的を踏まえた社会貢献活動

#### 5-1-2. 社会貢献活動の体制と地域社会との関わり

#### (1) 5-1の自己点検・評価

自己点検・評価項目5-1を満たしている。

#### (2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

#### 5-1-1. 大学の使命・目的を踏まえた社会貢献活動

#### 5-1-2. 社会貢献活動の体制と地域社会との関わり

本学は「芸術による社会への貢献」を教育理念として、常に地域において積極的な活動を学生、教職員が行なってきた。主に学内でこの活動を展開する機関としては附属近江学研究所、附属芸術文化研究所、大学美術館としての【キャンパスが美術館】、地域連携推進センターがあげられる。それぞれの機関の自己点検評価の詳細は以下に報告されるが、いずれの機関も常に学生、教職員が地域に求められる存在であることを意識し、それぞれの立場で、様々な事業に取り組んだ。

#### (3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

それぞれの機関がそれなりの地域貢献に対する成果をあげているが、各機関の中で完結する取り組みがほとんどである。今後は、このような地域での取り組みを人材育成の場と捉え、カリキュラムの中に組み込むなどして、大学全体が地域再生の核となるような大学づくりにつなげたいと考えている。

## 5-2. 附属近江学研究所

### (5-2の視点)

#### 5-2-1. 附属近江学研究所における社会貢献活動

#### 5-2-2. 附属近江学研究所の体制と地域社会との関わり

### (1) 5-2の自己点検・評価

自己点検・評価項目5-2を満たしている。

### (2) 5-2の自己判定の理由(事実の説明および自己評価)

#### 5-2-1. 附属近江学研究所における社会貢献活動

#### 5-2-2. 附属近江学研究所の体制と地域社会との関わり

「近江学」とは近江という地域が持つ固有の風土を改めて深く検証する学問である。附属近江学研究所は(以下「本研究所」という。)芸術の持つ創造精神と結びつけることによって生まれる可能性を探求し、この「近江学」をもとに新しい価値観を創造して、21世紀の社会に対して積極的に提案するため、平成20年に設立された。平成23年度の本研究所は以下6つの事業を展開した。

#### 【1】調査・研究

研究プロジェクト「里山～水と暮らし」第2期「生活文化の聞き取り調査および仰木ふるさとカルタ制作」に取り組んだ。【キャンパスが美術館】が企画した秋の芸術月間において「仰木 水と記憶のコスモロジー」と題した展覧会で研究成果を発表した。詳細は資料5-2-①、5-2-②のとおりである。

#### 【2】公開講座の開講

公開講座の開催は、年度計画を企画し、近江の芸術・文化を広く一般の方々や本学学生等に学んでもらえるよう実施した。

本研究所三周年を記念して石丸正運氏(本研究所参与)や小和田哲男氏(歴史家・静岡大学名誉教授)など県内外で活躍される研究者を招聘し、講演会(3回)を開講した。今年度から「近江のかたちを明日につなぐ」をテーマとしてもものづくりの視点から、本研究所研究員が講師を招き対談形式で行う連続講座(6回)を開講。また、写生会においては湖族の郷の堅田地区、美しい棚田の広がる仰木地区、石垣と里坊の町、坂本地区の3カ所をそれぞれ2回ずつ開講した。総来場者数1652名が受講し、【キャンパスが美術館】の企画とも絡んで休日のキャンパスが賑わった。また、アンケートの意見もかなり満足度の高い回答が寄せられた。詳細は資料5-2-③のとおりである。

資料5-2-③									
平成23年度 近江学研究所 公開講座／会員限定講座 実績表									
■公開講座■									
講座名	講師名	開催日時	場所	募集人数	申込受付数	来場者数 (当日受付含む)	アンケート		
					合計	合計	回収枚数	回収率 (%)	
滋賀の文化の特性とこれから	石丸正運×木村至宏	平成23年4月23日 (土)10:40~12:00	聚英館3F 聚英ホール	150	119	153	79	72%	
戦国近江の歴史的位置	小和田哲男	平成23年5月7日 (土)13:30~15:30	ピアザ淡海	400	358	295	216	73%	
淡海の夢2011-堅田・湖族の郷写生会	永江弘之	平成23年5月14日 (土)9:30~17:30	堅田地区	40	33	24	24	100%	
淡海の夢2011-堅田・湖族の郷写生会	永江弘之	平成23年5月15日 (土)9:30~17:30	堅田地区	40	34	25	25	100%	
近江のかたちを明日につなぐ-信楽焼	奥田博士	平成23年5月28日 (土)10:40~12:00	聚英館3F 聚英ホール	150	154	148	99	84%	
淡海の夢2011-仰木・棚田写生会	永江弘之	平成23年6月4日 (土)9:30~17:30	仰木周辺	40	37	22	22	100%	
淡海の夢2011-仰木・棚田写生会	永江弘之	平成23年6月5日 (土)9:30~17:30	仰木周辺	40	35	17	17	100%	
近江のかたちを明日につなぐ-穴太衆積み	粟田純司×大岩剛一	平成23年6月11日 (土)10:40~12:00	聚英館3F 聚英ホール	150	219	194	129	76%	
近江のかたちを明日につなぐ-琵琶湖と丸子船-	津田直×木村至宏	平成23年6月25日 (土)10:40~12:00	聚英館3F 聚英ホール	150	199	165	106	75%	
近江のかたちを明日につなぐ-心象絵画-	上田洋平×永江弘之	平成23年7月9日 (土)10:40~12:00	聚英館3F 聚英ホール	150	175	149	91	74%	
近江の寺と城-中世の湖国に生きた人々-	下坂守	平成23年9月24日 (土)10:40~12:00	聚英館3F 聚英ホール	150	194	174	106	70.0%	
近江のかたちを明日につなぐ-木彫-	江里康慧×加藤賢治	平成23年10月1日 (土)10:40~12:00	聚英館3F 聚英ホール	150	164	137	85	73.0%	
淡海の夢2011-坂本・石垣と里坊の町写生会	永江弘之	平成23年10月22日 (土)9:30~17:30	坂本周辺	40	雨天のため中止				
淡海の夢2011-坂本・石垣と里坊の町写生会	永江弘之	平成23年10月23日 (日)9:30~17:30	坂本周辺	40	40	26	26	100.0%	
近江のかたちを明日につなぐ-絵馬-	吉村俊昭×小嶋普通	平成23年11月12日 (土)10:40~12:00	聚英館3F 聚英ホール	150	172	123	75	75.0%	
				1310	1363	1192	808	85%	
■近江学会員限定講座■									
近江と渡来人	井上満郎	平成23年6月18日 (土)10:40~12:00	聚英館3F 聚英ホール	-	127	111	79	85%	
中世、仏像と人々の時代-銘文から仏像を取り巻く社会を探る-	高梨純次	平成23年7月2日 (土)10:40~12:00	聚英館3F 聚英ホール	-	126	98	54	71%	
江戸の里山を歩く	水本邦彦	平成23年9月17日 (土)10:40~12:00	聚英館3F 聚英ホール	-	125	96	60	81.0%	
近江のオコナイ	中島誠一	平成23年10月29日 (土)10:40~12:00	聚英館3F 聚英ホール	-	123	86	44	70.0%	
大津絵と三井寺~大津絵誕生の母胎~	福家俊彦	平成23年11月26日 (土)10:40~12:00	聚英館3F 聚英ホール	-	136	90	49	72.0%	
				-	253	209	133	78%	

### 【3】文化誌『近江学』と紀要の発行

第4号を発刊した。この第4号については『紀要』の名称を『文化誌』に名称変更し、内容もテーマ（今回は「石のある風景」）をつけビジュアルを多くして一般に読みやすいものとした。発刊の記事が京都新聞にも掲載され、広範囲に話題となった。また、この文化誌「近江学」が配本されることが特典となっているフォーラム会員の会員数も年々増えている。詳細は資料5-2-④のとおりである。

一方、本研究所研究員の研究報告書としては、専門的な内容に踏み込めるよう「附属近江学研究所紀要」として3月に発刊した。詳細は資料5-2-⑤のとおりである。

### 【4】県内文化施設とのネットワークの構築・地域連携

木村至宏本研究所所長が代表幹事を務める「文化・経済フォーラム滋賀」の中で、本学地域連携推進センターとともに本研究所の存在をアピールし、県内の様々な分野の企業人や文化人との交流を深めた。詳細は資料5-2-⑥のとおりである。

### 【5】生涯学習システムの構築

公開講座を媒体として、いつでも自由に選択し学習する機会を提供することによって貢献した。また、近江学フォーラム会員については、継続的に学習の機会を確保し、大学の聴講生として受け入れる際には検定料を免除するなどの特典も導入している。

### 【6】会員制研究会「近江学フォーラム」の運営

2009年度119名、2010年度150名、2011年度については180名の会員数を目標として募集し、172名の入会を得た。年ごとに裾野をひろげ、近江学研究所の認知度をアップさせた。主な会員特典は、年5回の会員限定講座の受講と、年1回の現地研修への参加、年2回の会報誌の無料進呈である。詳細は資料5-2-⑥のとおりである。

開設して4年が経過した本研究所は以上6つの事業を着実にを行い、地域社会に一定の貢献を果たしたといえる。

### （3）5-2の改善・向上方策（将来計画）

滋賀県（近江）が多く有する固有の文化資源を芸術をはじめとする多彩な視点でそれぞれ専門の研究者が検証し、その成果を報告・発表する中で、変わらずに残るかけがえのないものを見つけ、21世紀の社会にどのように結びつけるかを探る。

近江学研究の成果を生かした教育プログラム、更に社会と直結した実践型の各種プログラムを構築する一方、生涯学習型社会に必要な地域に開かれた教育システムを検討し、広く社会人を対象とした学びの場を提供する。

また、滋賀県内の大学や研究機関、研究者などが取り組んでいる研究内容や成果、地域に散在する貴重な情報を相互に共有し蓄積し、それらの情報を相互利用するためのネットワークづくりを推進するとともに、リアルタイムかつ継続的な情報の発信を行っていく。こうした活動の蓄積によって、地域の人々が自らの地域を再発見し、新しい価値観、新しい発想につながる土壌をつくり上げる。

### 5-3. 附属芸術文化研究所

#### (5-3の視点)

#### 5-3-1. 附属芸術文化研究所における社会貢献活動

#### 5-3-2. 附属芸術文化研究所の体制と地域社会との関わり

#### (1) 5-3の自己点検・評価

自己点検・評価項目5-3を満たしている。

#### (2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明および自己評価)

#### 5-3-1. 附属芸術文化研究所における社会貢献活動

#### 5-3-2. 附属芸術文化研究所の体制と地域社会との関わり

附属近江学研究所の講座と同様に、附属芸術文化研究所(以下「本研究所」という。)では広く社会への研究成果の公表と地域社会・一般市民の多様化する学習ニーズに対応するために、実技講座を含め継続して様々なテーマによる公開講座を開催している。単なる公開講座だけでなく関連する展覧会など関連イベントと併催するなど、芸術系ならではの特色ある開催方法によって多くの一般参加者を得ており、地域の学びの場として定着してきている。詳細は資料5-3-①のとおりである。

資料5-3-①									
平成23年度附属芸術文化研究所公開講座実績									
講座名	講師名	開催日時	場所	募集人数	申込受付数	来場者数 (当日受付含む)	アンケート		
							回収枚数	回収率(%)	
西洋美術史入門第1回 「ドイツもうひとつの美術大国」	千速敏男	平成23年04月23日(土) 13:00~14:30	聚英館3階 聚英ホール	200	180	135	123	91.1%	
新時代の映画監督 「栗津 順の特撮」	栗津 順 森田 健	平成23年05月07日(土) 11:30~15:10	聚英館3階 聚英ホール	200	119	42	42	100.0%	
新時代の映画監督 「藍河兼一/デジタル一眼レフによる映画制作」	藍河兼一	平成23年05月14日(日) 13:00~15:00	聚英館3階 聚英ホール	200	119	58	52	89.6%	
西洋美術史入門第2回 「美はアルプスの光から」	千速敏男	平成23年07月09日(土) 14:00~15:30	聚英館3階 聚英ホール	200	185	94	81	86.2%	
JAGDA ONE DAY SCHOOL ~グラフィックデザインの新しい表現~	大黒大悟 高田 唯 天宅 正	平成23年07月31日(日) 14:00~16:00	聚英館3階 聚英ホール	200	116	103	96	93.2%	
「こどもの本の作り方 ~令丈ヒロ子・創作の秘密」	令丈ヒロ子 まつむらまきお MON	平成23年11月05日(土) 14:00~15:30	聚英館3階 聚英ホール	200	115	101	91	90.1%	
ニワトリの頭骨標本を作る	西澤真樹子	平成23年11月19日(土) 10:00~16:00	図書館棟 生涯学習センター	30	69	27	27	100%	
アートのちから! 2011 サテライト型ワークスペースにおける 実践的な学びの事例	石川泰史	平成23年12月03日(土) 13:00~14:30	本館棟 026教室	120	7	7	7	100%	
アートのちから! 2011 成安技芸制服再現プロジェクト	小北光浩 小田 隆	平成23年12月17日(土) 14:00~15:30	本館棟 025教室	120	16	13	8	61.5%	
				<b>1470</b>	<b>926</b>	<b>580</b>	<b>527</b>	<b>90.9%</b>	

教員の国際交流について、学園の第一次経営計画の中で、平成23年度から海外の研究者、大学・研究機関などとの交流の促進を掲げ、その中で学術交流協定を締結しているベース・スパ大学との連携の推進などを進めるための取り組みを始めた。本研究所では、どのような取り組みができるかを模索するに当たり、教授会において海外での取り組みとしてどのようなものがあるかのアンケートを実施し、情報収集をはかり検討した。

そのような中、平成23年9月にバース・SPA大学のティム氏よりバース・SPA大学と本学の共同研究プロジェクトとして「Paper 紙 Kami」の提案があった。委員会として、この提案を受けて具体的にどのような取り組みができるのかを模索するため、バース・SPA大学の授業内容などの現状把握も兼ねて教員1名を派遣し、取組の進展を図った。

産官学連携については、平成22年度より受託研究事業のみに限定し、学生を含む取り組みは地域連携推進センターに移行させ、本研究所教員においては教員の研究を社会と結びつける研究活動の推進のみに変更するために規定を整備した。受託研究事業は3件（契約成立1件、相談2件）であった。詳細は資料5-3-②のとおりである。

資料資料5-3-②										
平成23年度 産官学関連										
「受託研究等」 *2月10日現在										
NO	企業名	研究・開発内容	打合せ (職員)	打合せ (教員)	進捗状況				担当 教員	その他
					見積 提出	契約 締結	研究 開始	研究 終了		
1	A社	客数情報システム用センサのアイデア、デザインの研究・開発提案	○ 9/8	○ 9/8	○	○	○	○	石川准教授	
2	B社	傷を隠しながら、肌の色とマッチして目立たないようにするための絆創膏にするための色合いの相談(対象は女性)	○ 12/12	○ 12/12					石川准教授	相談のみの案件
3	C社	両頭研削盤の新しいデザインの研究・開発及びその提案	○ 12/21	○ 12/21					石川准教授	相談のみで契約まで至らず
(参考:平成22年度 相談件数 3件)										
「外部主催展示会・セミナー・研修会」 *教職員										
NO	主催者	依頼内容	場所		担当教職員	参加人数	全体参加人数			
1	滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会	びわ湖環境ビジネスメッセ2011 ※ 10/19~10/21	長浜ドーム			263	37,280			
(参考:平成22年度 参加件数 2件)										
「教員講師・審査委員等派遣」										
NO	依頼者	依頼内容	場所		学長宛 依頼状	教員宛 依頼状	派遣教員	その他		
1	(財)滋賀県文化振興事業団	湖国の表現展2011「第16回湖国を描く絵画展」の審査員	しが県民芸術創造館		○	○	西久松吉雄教授			
2	株式会社しがぎん経済文化センター	「IKEIBUN文化講座」の講師派遣	しがぎん草津ビル(草津支店)		○	○	千速敏男教授			
(参考:平成22年度 派遣件数 5件)										

紀要第3号を発行し、国内の大学、図書館、美術館、文化施設、報道機関等約500カ所に配布した。研究論文は11件、特別研究助成報告は1件であった。詳細は資料5-3-③のとおりである。

シーズの発信を目的とした本研究所のwebサイトを構築した。そのことにより最新の情報を掲載することが可能となり、かつ、視覚的な情報(画像や動画)の発信も可能となった。各教員の情報や活動内容、シーズを簡単に更新・検索でき、紙媒体が必要な際には印刷可能である。また、付随的要素として本研究所の活動内容のアーカイブを同時に掲載している。詳細は資料5-3-④のとおりである。

外部から本研究所への本学教員講師派遣依頼は2件であった。詳細は資料5-3-②のとおりである。

本学には教育研究活動の発展や文化の向上に寄与すること及び社会的に貢献することを目指した研究・制作活動に対して必要な経費の範囲において助成することを目的とする

特別研究助成がある。特別研究助成委員会によって運営・審査されており、平成23年度は4件の申請があり、1件の交付がなされた。

### （3）5－3の改善・向上方策（将来計画）

公開講座については内容のさらなる充実を図るとともに、平成22年に開設された「キャンパスが美術館」の学内行事との関連を意識した実施や生涯学習のあり方等を本学としてどう位置づけるかなど、検討を重ねる。

英国バース・SPA大学との学術交流を今後も友好的に継続していくために、そのあり方について継続的に議論していく。

学内における教員のシーズについて、芸術を通して地域・社会・文化に貢献するためには最新の情報提供が重要なものとなる。構築したwebサイトのコンテンツの充実と円滑な運用を継続して進めていく。

## 5-4. 地域連携推進センター

### (5-4の視点)

#### 5-4-1. 地域連携推進センターにおける産官学連携事業の推進

#### 5-4-2. 地域連携推進センターの体制と地域社会との関わり

### (1) 5-4の自己点検・評価

自己点検・評価項目5-4を満たしている。

### (2) 5-4の自己判定の理由(事実の説明および自己評価)

#### 5-4-1. 地域連携推進センターにおける産官学連携事業の推進

#### 5-4-2. 地域連携推進センターの体制と地域社会との関わり

地域連携推進センターは、本学の基本理念「芸術による社会への貢献」を具現化し、地域・社会・企業と学生をつなぐ架け橋となることを目的に、官公庁、企業、各種団体、個人とのあいだで、さまざまな連携事業を推進している。滋賀県唯一の芸術大学である本学の全てのリソースを活かした活動を展開しつつ、学生のスキルアップや連携先の発展、地域社会の活性化をめざしている。

①官公庁、一般企業、各種団体から研究費を受託し、産官学で連携しながら、主に企画やデザインを研究開発する事業である「受託連携事業」。②依頼内容を実践的授業の課題として取り入れ成果をあげる「プロジェクト授業」。③あらかじめ学生自身が得意とする分野を地域連携推進センターに登録しておき、様々な依頼に応じていくシステムである「学生クリエイター制度」。④学生たちが得意なものづくり技術を活かして、地域のイベント等を盛り上げる「成安キャラバン」。という4つのカテゴリーに分けながら様々な地域からの要請に応じている。

これらの取り組みは地域連携プロジェクトと総称し、「学生のスキルアップのため」「連携先の更なる発展のため」「そして地域社会全体の活性化のため」という三方よしの理想を追求しながら、年間80を超えるプロジェクトを推進して一定の評価を受けている。

また、「文化で滋賀を元気に！」を合い言葉に結成された任意団体「文化・経済フォーラム滋賀(代表幹事：木村至宏 成安造形大学附属近江学研究所所長)」の活動に積極的に参画した。中でも、「文化で滋賀を元気に賞」の創設に尽力し、第2回総会においては、文化と経済が結びつき、多くの地域を巻き込んだ文化活動を「文化ビジネス」と定義づけ、そのような取り組みを県内独自の文化活動として位置づけようという提言の作成にも積極的に取り組んだ。

### (3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

地域連携プロジェクトに取り組み、地域社会で一定の経験を積んだ学生は、学内の授業では得ることのできない力を身につけることができる。具体的には物事に積極的に取り組む力や確実に最後までやり遂げる力、課題解決に向けての思考力、そして柔軟性や規律性など協働で働く力など、実社会で様々な状況下においても仕事をやり遂げることができる

能力を手にすることができる。しかしながら、これらのプロジェクトに参加する学生には偏りがあり、人との関わりや地域での活動を苦手とする学生はチャレンジしないという現状が見られる。

今後は、現代社会を生き抜く力を養成する地域連携プロジェクトをうまくカリキュラムの中に取り入れ、少しでも多くの学生がプロジェクトを経験し、混沌とする現代社会を力強く生き抜く力を付けた人材を輩出することが必要とされている。

「芸術による社会への貢献」という教育理念をさらに深化させるため、地域連携推進センターの取り組みを土台に、大学全体が地域再生の核となる大学づくりを実現させなければならないと考えている。

## 5-5. キャンパスが美術館

### (5-5の視点)

#### 5-5-1. キャンパスが美術館における社会貢献活動

#### 5-5-2. キャンパスが美術館の体制

##### (1) 5-5の自己点検・評価

自己点検・評価項目5-5を満たしている。

##### (2) 5-5の自己判定の理由(事実の説明および自己評価)

#### 5-5-1. キャンパスが美術館における社会貢献活動

#### 5-5-2. キャンパスが美術館の体制

成安造形大学【キャンパスが美術館】は、琵琶湖と比叡・比良の山並みを借景として、学内に点在する大小様々な12ヶ所のギャラリーを展示空間とする学内美術館である。平成22年10月、京都成安学園の創立90周年を記念に、大学の教育理念である「芸術による社会への貢献」を実践する学内施設として開設された。

その美術館が持つ機能は、本学の教育・研究の成果を一般に広く発信することや外部のアーティストやデザイナーを招聘し、最新の展覧会を開催するなど、学生の教育の活性化を大きな目的としている。また、展覧会にとどまらず、各種造形ワークショップや音楽イベントなど地域住民も参加できるアートイベントを数多く開催し、地域に開かれた大学を実践している。地域住民が利用できる学内のカフェテリアの中には、ミュージアムショップをオープン。展覧会やアートイベントの関連グッズを販売し、人気スポットとして地域に知られている。

平成23年度から本格的に春と秋の2回、1ヶ月間各ギャラリーを一つのテーマでくくり、芸術月間(セイアンアーツアテンション)として芸術祭を開催した。以下に芸術月間の報告をする。

##### 【1】春の芸術月間 Mixing Voices—響きあうイマジネーション—

5月20日(金)～6月26日(土)、2011春の芸術月間セイアンアーツアテンション Mixing Voices—響きあうイマジネーション—と題した展覧会を開催した。会期中は12のギャラリーをすべてオープンし、3つの常設展示と19の企画展示を行った。また、関連企画として著名な若手作家を招聘した公開講評会や卒業生の音楽ユニットによるミニコンサート、地域の方々を巻き込んだアートワークショップ開催など「大学と地域がともに作り育む次世代のミュージアム」というこの美術館のコンセプトに基づいた企画を行なった。

広報については、開会前の5月13日に県庁記者クラブにて記者発表を行い、また初日の5月20日にも本学カフェテリア「結」で記者を集め展覧会の主旨を説明。結果、京都新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞の主要新聞社に会期中複数回記事として掲載、また、テレビ(BBCびわ湖放送)や美術関係の雑誌などにも取り上げられた。

会期中の来場者については、学外者にはシールを貼るというシステムをとり、約250枚が使用された。各ギャラリーでは記名や入場者の人数をカウントしたが、会期中の入場人

数は学内関係者も含め約1,800名の入場者があった。

入場者の中には新聞記事の写真を見て来たという方も多く見られ、会期中の土曜日に4回（それぞれ150名を超える参加者）近江学関連の公開講座が開講、その流れでも多くの来場者があった。また、他大学の美術系教員やギャラリー関係者、キュレーター、美術関連のライターなど専門家の名前も見られた。本学教員や卒業生である教員、現代アーティストとして活躍する卒業生の展示があったため、多くの卒業生が来場した。地元で幅広い年齢層の生徒を抱え活発に活動されている美術研究所「滋賀芸術学舎」の展示にも多くの来場者があった。

今回はイベントとして様々な試みに挑戦し、地域社会から一定の評価を受けることができたと考えている。

## 【2】秋の芸術月間 SITE SITE SPECIFIC－近江の水・山・祈り－

春の芸術月間に引き続き、10月23日（日）～11月27日（日）、2011秋の芸術月間セイアンアーツアテンション VOL.1 SITE SITE SPECIFIC－近江の水・山・祈り－と題した展覧会を開催した。会期中は12のギャラリーをすべてオープンし、3つの常設展示と12の企画展示を行いました。また、展覧会全体の関連企画として【キャンパスが美術館】1周年記念シンポジウムの開催や「滋賀 art 広場（「美の滋賀」県民フォーラム）」の開催、他に、各展覧会の関連企画として津田直展「室礼-美夜姿（みよし）-」「対談-やがて、図は景となる-」、仰木 水と記憶のコスモロジー展「仰木のくらしワークショップ-食-」、山さきあさ彦「おいしい水」展「あなただけの-MY ぐるみ-をつくろう！ワークショップ」など多彩な企画を開催した。

今回の展覧会は前回の実績を元に、滋賀県、大津市、滋賀県教育委員会、大津市教育委員会、文化・経済フォーラム滋賀の後援を受け、各展覧会には主水書房、近江手造り和ろうそく大興、サンライズ出版、NPO 法人大津曳山連盟、大津商工会議所など多くの企業や団体に協力を得た。

広報については、タブロイド版の広報誌を制作し、ビジュアルを中心にできる限り多くの情報を掲載。また、美術館の看板標示や学内サイン、Webの整備をした。記者会見については初日の記念シンポジウムをそれに当てて開催し、びわ湖放送も含むマスコミの取材を受けた。結果、京都新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞の主要新聞社に記事として掲載された。今回は仰木、仰木の里を中心に大学周辺各戸約4000戸を対象として各種チラシを配布し、この成果として日曜日の来場者が増加し、会期中の日曜日のカフェテリア「結」の営業も定着した。会期中の入場人数は学内関係者も含め約2150名となった。入場者の中には新聞記事の写真を見て来たという方も多く見られ、会期中の土曜日に5回、近江学研究所関連、芸術文化研究所関連の公開講座が開講、その流れでも多くの来場者があった。

春と秋の2回芸術月間を開催し、一つの目標であった地域に向けて芸術文化を発信する【キャンパスが美術館】の存在を外向けにアピールすることにおいて一定の成果があったと考えている。

上記春・秋の芸術月間の他は平常展示期間として各ギャラリー単位で多彩な企画展に取り組んだ。

### （3）5－5の改善・向上方策（将来計画）

「芸術による社会への貢献」を具現化するため、地域社会へ開かれた施設としての美術館（ギャラリー）としては、一定の成果があり、また、大学のブランド力をあげる施設としての存在もある程度の発信力を持って誇示できたと評価できるが、学内での認知度が浸透せず、学生の関わりや、授業での取り組みというところまで至っていない。

今後はよりこの【キャンパスが美術館】が教学システムと連携し、美術館が教育・研究の場となるような企画も加えて、充実した展覧会の運営を検討しなければならない。そして、学内美術館という実践の場で学んだ学生がその経験を生かして地域社会で活躍することが本当の意味での芸術による社会貢献であるとも言える。この施設が単なる成果の発表の場や学外作家の展覧会を開催する一般的なギャラリーや美術館の機能にとどまらず、教育・研究の場として活かされるシステムづくりを検討しなければならないと考えている。また、【キャンパスが美術館】のギャラリーがかつては各領域の演習室であったこともあり、オープンキャンパスや授業時、その他のイベント等でギャラリースペースの使用際して美術館と領域の間で認識の違いから来る問題が発生した。この点に関しては大学施設全体の使用方法も含めて今後の調整が必要であると考えている。

その他、運営面では、スタッフの数、スタッフ事務室の場所、開館時間や時期、休刊日の設定、会場受付当番制度などを含む平常展示開催へ向けての制度づくりなど今後整備しなければならないことは山積しているというのが現状である。

## 6. 平成 22 年度 大学機関別認証評価調査報告書（第 1 期）において「参考意見」とされた事項の改善状況

### 6-1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的【基準 1】

#### （6-1 の視点【参考意見の内容】）

#### 6-1-1. 「成安手帖」への建学の精神・大学の基本理念の記載に関し、より明確なものとするよう工夫が望まれる。

##### （1）6-1 の改善・向上の状況

#### 6-1-1. 「成安手帖」への建学の精神・大学の基本理念の記載に関し、より明確なものとするよう工夫が望まれる。

平成 22(2010)年度、成安手帖には「本学の教育・研究方針」は明記されていたものの「建学の精神」「大学の基本理念」が示されていなかったため、平成 23（2011）年度より成安手帖を「学修案内（シラバス）」と「成安手帖」とに分離し、「学修案内（シラバス）」には大学の基本理念、「成安手帖」には建学の精神、大学の基本理念を明記した。

##### （2）6-1 の改善・向上の方策（将来計画）

#### 6-1-1. 「成安手帖」への建学の精神・大学の基本理念の記載に関し、より明確なものとするよう工夫が望まれる。

平成 24（2012）年以降も、建学の精神・大学の基本理念を「学修案内（シラバス）」及び「成安手帖」に明記していくとともに、学生、教職員への周知を図っていく。

## 6-2. 教育課程【基準3】

### (6-2の視点【参考意見の内容】)

- 6-2-1. 新教育課程においては、GPA (Grade Point Average) 制度の導入、単位修得率による学修継続条件の導入などの適否を予定しているため、早期の実施が望まれる。
- 6-2-2. 年次履修登録単位数の上限設定は、履修指導上年間48単位としており運用上の問題はないが、規定として定めた上で明示しておくことが望ましい。
- 6-2-3. 授業の出席状況・資格取得状況・就職状況の把握は、大学の組織的な取り組みとする努力が認められるが、なお不十分な点を残しており一層の改善強化が望まれる。

### (1) 6-2の改善・向上の状況

- 6-2-1. 新教育課程においては、GPA (Grade Point Average) 制度の導入、単位修得率による学修継続条件の導入などの適否を予定しているため、早期の実施が望まれる。

GPA (Grade Point Average) については、平成 22 (2010) 年度から入学した給付奨学生に対する、2 年次終了時の審査基準の 1 項目としてあげている。そのため、平成 23 (2011) 年度終了時点で、給付奨学生選考委員会において GPA 指数を使用し審査を行った。また、私費外国人留学生の授業料減免においても GPA 指数を参考に審査を行った。

- 6-2-2. 年次履修登録単位数の上限設定は、履修指導上年間48単位としており運用上の問題はないが、規定として定めた上で明示しておくことが望ましい。

平成 23 (2011) 年度中の教学委員会において規程整備の検討を重ね、平成 24 (2012) 年 4 月 1 日付で「成安造形大学履修規程」を制定、第 5 条において学期別に履修できる単位数を明確にした。

- 6-2-3. 授業の出席状況・資格取得状況・就職状況の把握は、大学の組織的な取り組みとする努力が認められるが、なお不十分な点を残しており一層の改善強化が望まれる。

授業の出席状況は常に教員が把握するようにしており、問題がある場合は教職協働のもと対応をおこなっている。資格取得講座は、単位修得状況を把握し指導を徹底しているとともに、新入生及び在学生ガイダンスで「資格課程ガイダンス」として時間割の中に取り込んでいる。就職状況の把握は、キャリアサポートセンター職員が個別に学生の状況確認を行い、その結果は教授会で進路状況等としてキャリアサポートセンター運営委員会委員長より報告がされている。

## (2) 6—2 の改善・向上の方策（将来計画）

**6—2—1. 新教育課程においては、G P A（Grade Point Average）制度の導入、単位修得率による学修継続条件の導入などの適否を予定しているので、早期の実施が望まれる。**

現在、G P A（Grade Point Average）は給付奨学生の資格基準及び私費外国人留学生の授業料減免の審査のみに利用しているが、今後はG P Aをどのように有効活用していくかを教学委員会で検討していく。

**6—2—2. 年次履修登録単位数の上限設定は、履修指導上年間 4 8 単位としており運用上の問題はないが、規定として定めた上で明示しておくことが望ましい。**

平成 24（2012）年度以降は、「成安造形大学履修規程」に則り厳格に運用していく。また、学生・教員に対してはガイダンス等により指導を行うとともに周知を図っていく。

**6—2—3. 授業の出席状況・資格取得状況・就職状況の把握は、大学の組織的な取り組みとする努力が認められるが、なお不十分な点を残しており一層の改善強化が望まれる。**

平成 24（2012）年度以降も現在取り組んでいる事項は継続しつつ、より一層組織的な取り組みとして改善・強化を図っていく。

### 6-3. 学生【基準 4】

#### （6-3の視点【参考意見の内容】）

6-3-1. 新旧制度の重複期にあることから、学生の学習支援などに生かすため、「授業アンケート」調査は毎年行うことが望ましい。

#### （1）6-3の改善・向上の状況

6-3-1. 新旧制度の重複期にあることから、学生の学習支援などに生かすため、「授業アンケート」調査は毎年行うことが望ましい。

平成 23（2011）年度、授業改善は原則授業担当教員の必須要件であるという前提で、全科目対象に任意の「授業アンケート」を実施した。また、1 年次総合基礎演習科目については、継続調査を前提に実施した。

#### （2）6-3の改善・向上の方策（将来計画）

6-3-1. 新旧制度の重複期にあることから、学生の学習支援などに生かすため、「授業アンケート」調査は毎年行うことが望ましい。

平成 24（2012）年度以降も F D 委員会が中心となり、毎学期末、授業アンケートを実施する予定である。今後の授業改善への取り組み方法については、授業アンケート以外の方法も含め継続して検討していく。

## 6-4. 教員【基準 5】

### (6-4の視点【参考意見の内容】)

6-4-1. 平成 22 (2010) 年度から「自己点検・FD委員会」からFD委員会を独立させ、組織的活動を強化しようとしているが、委員会体制整備と同時に全員参加型の取組みの強化が望まれる。

#### (1) 6-4の改善・向上の状況

6-4-1. 平成 22 (2010) 年度から「自己点検・FD委員会」からFD委員会を独立させ、組織的活動を強化しようとしているが、委員会体制整備と同時に全員参加型の取組みの強化が望まれる。

平成 23 (2011) 年度、学長補佐 1 名をFD担当として指名し、委員長も兼務した上で組織的強化を図った。FD事業としては、授業見学、他大学視察、学生満足度調査、授業アンケート、研修会等を実施した。研修会は、専任教員全員が参加することを前提に前後期各 1 回実施した。

#### (2) 6-4の改善・向上の方策（将来計画）

6-4-1. 平成 22 (2010) 年度から「自己点検・FD委員会」からFD委員会を独立させ、組織的活動を強化しようとしているが、委員会体制整備と同時に全員参加型の取組みの強化が望まれる。

平成 24 (2012) 年度以降は、委員会体制の見直しをおこなったうえで、本学FD教育実践活動の充実を図るため、他大学、他機関のFD活動の実態、課題提起、運営方法等について調査研究するとともに、研修会等の内容の充実を図っていく。

## 6-5. 職員【基準 6】

### (6-5の視点【参考意見の内容】)

6-5-1. 年齢構成に配慮した若手職員の採用が望まれる。

6-5-2. 学内研修をさらに工夫し継続的に実施するとともに、OJTなどにより日常的に事務能力向上に取り組むことを期待する。

### (1) 6-1の改善・向上の状況

6-5-1. 年齢構成に配慮した若手職員の採用が望まれる。

専任事務職員については、平成24年度に30歳代前半の若手2名を新規に採用した。本学の置かれている状況下では、新規学卒者の採用よりはむしろ社会的に経験を積んだ者を採用し、いわゆる即戦力として活用することが現時点においては優先させるべきであるとの判断によるものである。

6-5-2. 学内研修をさらに工夫し継続的に実施するとともに、OJTなどにより日常的に事務能力向上に取り組むことを期待する。

学内の研修については、事務職員研修会ならびに教員と合同で行った教職員研修会、さらにFD研修会への参加と、テーマや目標を定めた研修会を実施している。一方、OJTを中心とした日常的な事務能力の開発については、各部署の管理職の判断により実施している。また、業務別の研修については、日本私立大学協会の主催する研修会を中心として、各部署において階層に応じた外部研修に派遣している。

### (2) 6-5の改善・向上の方策（将来計画）

6-5-1. 年齢構成に配慮した若手職員の採用が望まれる。

専任事務職員の年齢構成については、財政状況や事業計画、定年退職者の状況に沿った計画的な人事政策を進める中で、バランスの良い年齢構成に移行する。

6-5-2. 学内研修をさらに工夫し継続的に実施するとともに、OJTなどにより日常的に事務能力向上に取り組むことを期待する。

事務職員の能力開発については、近隣の同規模の大学との合同研修会の開催をとおして、それぞれの部署における事務能力の改善・向上を図るほか、OJTや外部研修会への派遣など本学独自の研修と組み合わせたきめ細かい制度の開発を行う。

## 6-6. 管理運営【基準 7】

### (6-6の視点【参考意見の内容】)

- 6-6-1. 監事 2 人のうち 1 人の理事会への出席が少ないので、監事の職務が法人業務全体に対することを認識し、理事会に出席することが望まれる。【公表された参考意見】
- 6-6-2. 「総合戦略会議」は機能しているが、教学部門と管理部門の連携を担当する組織的な位置付けを明確にすることが望まれる。
- 6-6-3. 規程に従った自己点検・評価の実施を期待する。

### (1) 6-6の改善・向上の状況

- 6-6-1. 監事 2 人のうち 1 人の理事会への出席が少ないので、監事の職務が法人業務全体に対することを認識し、理事会に出席することが望まれる。【公表された参考意見】

本法人の監事は 2 名体制で、うち 1 名が常勤監事である。平成 23 年度においても、通常の理事会には常勤監事 1 名が出席しているが、事業計画、予算、事業報告、決算を審議する理事会ならびに評議員会には監事 2 名が出席している。

監事間の情報交換は、不定期ではあるが監事会を開催して行われており、現状で監事業務に支障が生じているとは認識していない。

- 6-6-2. 「総合戦略会議」は機能しているが、教学部門と管理部門の連携を担当する組織的な位置付けを明確にすることが望まれる。

総合戦略会議の在り方については、学長を中心とした執行部の中で検討されている。平成 23(2011)年度においては従来どおりの運営を行っているが、教学・管理部門間、突き詰めれば「教学＝教授会」と「経営＝理事会」間との連携関係をいかにして明確にするのが求められているといえる。

- 6-6-3. 規程に従った自己点検・評価の実施を期待する。

自己点検・評価については、認証評価における自己評価報告書を除いて、体系的に実施できていなかったが、認証評価の受審を契機として実施体制を整えた。平成 23 年度以降、計画的に実施する。

### (2) 6-6の改善・向上の方策（将来計画）

- 6-6-1. 監事 2 人のうち 1 人の理事会への出席が少ないので、監事の職務が法人業務全体に対することを認識し、理事会に出席することが望まれる。【公表された参考意見】

監事の理事会への出席については、現状においては従前の態勢で臨むものの、認証評価において指摘を受けたことを重く受け止め、理事会等において協議し、平成 25 年度から

の出席者について結論を出すこととしている。

**6-6-2. 「総合戦略会議」は機能しているが、教学部門と管理部門の連携を担当する組織的な位置付けを明確にすることが望まれる。**

平成 24(2012)年度において総合戦略会議の構成員と位置付けの若干の変更を行う予定であるが、平成 25(2013)年度に向けて抜本的な改革を行うこととしている。

**6-6-3. 規程に従った自己点検・評価の実施を期待する。**

平成 23 年度以降、毎年自己点検・評価を実施し、2 年ごとに公表することとした。平成 23 年度分については平成 24 年度中に実施し、平成 25 年度前半で実施する平成 24 年度分と合わせて、平成 25 年 9 月に公表することとしている。

## 6-7. 財務【基準 8】

### （6-7の視点【参考意見の内容】）

- 6-7-1. 学部・学科の再編及び定員の適正化を行い、縮小均衡を図る方針を示しているが、収入の確保見通しと経費削減の支出抑制計画による中期財政計画を早急に策定することが望まれる。
- 6-7-2. 財務情報の公開については、一般には難解な内容が多いので、わかりやすく説明を加えるなどの工夫をすることが望まれる。
- 6-7-3. 教育研究充実のために、科学研究費などの外部資金を積極的に導入する取り組みが望まれる。

### （1）6-7の改善・向上の状況

- 6-7-1. 学部・学科の再編及び定員の適正化を行い、縮小均衡を図る方針を示しているが、収入の確保見通しと経費削減の支出抑制計画による中期財政計画を早急に策定することが望まれる。

本法人は、文部科学省に対して、「学校法人運営調査委員による調査結果に基づく改善状況報告」を提出しており、その中で概ね5か年程度の財政計画を毎年、更新作成している。

- 6-7-2. 財務情報の公開については、一般には難解な内容が多いので、わかりやすく説明を加えるなどの工夫をすることが望まれる。

財務情報、なかでも資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表の財務三表については、科目の説明や前年度比などの補足情報を盛り込み概要をまとめた資料を、評議員会用に作成し、配布している。

本学の WEB サイトにおいて公開している財務情報についても、計算書類とともにこの資料を再編集したものを掲載し、財務情報について閲覧者の理解が進むよう工夫している。

- 6-7-3. 教育研究充実のために、科学研究費などの外部資金を積極的に導入する取り組みが望まれる。

平成 23 年度の科学研究費の交付は 1 件（21 年度からの継続）である。平成 23 年度の申請件数は 2 件あったが、採択されなかった。

### （2）6-7の改善・向上の方策（将来計画）

- 6-7-1. 学部・学科の再編及び定員の適正化を行い、縮小均衡を図る方針を示しているが、収入の確保見通しと経費削減の支出抑制計画による中期財政計画を早急に策定することが望まれる。

平成 24 年度には大学の定員適正化を受けて、収支バランスの均衡を図るために事務職員と大学教員を対象とした給与制度改革を実施に移し、更に、平成 25 年度からは幼稚園教員を対象とした給与制度改革を実施に移すこととなっている。

こうした支出削減政策と、今後の入学者数の推移に比例する収入の見通しを詳細に分析し、「改善状況報告」を作成する中で、毎年、最新の中期財政計画を策定する。

**6-7-2. 財務情報の公開については、一般には難解な内容が多いので、わかりやすく説明を加えるなどの工夫をすることが望まれる。**

現状の説明方法は、文字情報が大部分を占めているので、平成25年度からは、グラフなどの視覚に訴える表現方法を取り入れて、よりわかりやすい資料の提供を図る。

**6-7-3. 教育研究充実のために、科学研究費などの外部資金を積極的に導入する取り組みが望まれる。**

納付金収入が減少している現状から、外部資金獲得は大学運営にとって欠かすことはできない。また教員のより充実した高度な研究を支援するためにも重要である。独立行政法人日本学術振興会が実施する助成事業の説明会への参加を必須とし、内容によっては教員の参加を促し、科学研究費の正しい認識を持たせる。職員が科学研究費についての情報を常に正確に把握し、教員への適切な情報提供を行うことにより申請件数を増やす。また、審査に通るための申請方法をさらに追及し科学研究費の交付金獲得を目指す。

## 6-8. 教育研究環境【基準9】

### (6-8の視点【参考意見の内容】)

6-8-1. 作品の保管スペース拡充や書庫の拡充など、大学が課題として認識している点についての計画的な実施を期待する。

6-8-2. 施設のバリアフリー化については順次行っているが、未整備な点についての計画的な改善が望まれる。【公表された参考意見】

### (1) 6-8の改善・向上の状況

6-8-1. 作品の保管スペース拡充や書庫の拡充など、大学が課題として認識している点についての計画的な実施を期待する。

収蔵作品の保管については、現在1箇所をそのスペースに充てているが、それ以上の対応はできていない。また、附属図書館の書庫についても、具体的な検討には至っていない。

6-8-2. 施設のバリアフリー化については順次行っているが、未整備な点についての計画的な改善が望まれる。【公表された参考意見】

現時点では、具体的な検討には至っていない。

### (2) 6-8の改善・向上の方策（将来計画）

6-8-1. 作品の保管スペース拡充や書庫の拡充など、大学が課題として認識している点についての計画的な実施を期待する。

作品収蔵庫ならびに附属図書館の書庫の拡充については、新たな施設を増設することではなく、学内の他の施設の利用状況を点検した上で、他の要望とともに重要度・緊急度による優先順位付けを行う中で、整備を進める予定である。

6-8-2. 施設のバリアフリー化については順次行っているが、未整備な点についての計画的な改善が望まれる。【公表された参考意見】

相応の資金を要する事業であるため、学校法人の中長期的な施設・設備改修計画の中での検討課題であるが、障がいのある学生を受け入れること、生涯学習を推進する中で高齢の受講者があることも考慮し、施設のバリアフリー化については、とくにそうした学生や受講者の利用が多い施設を優先して計画を立てて改善することとしている。